

十勝岳火山避難計画

十勝岳火山防災協議会

平成29年7月

十勝岳火山避難計画 目次

1. はじめに.....	1
(1) 計画作成の目的.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	1
2. 噴火の想定.....	2
(1) 十勝岳の概要.....	2
(2) 噴火の履歴.....	2
(3) 噴火シナリオ・火山防災マップ.....	5
3. 防災体制.....	14
(1) 道・市町の災害対策本部等.....	14
(2) 十勝岳火山防災協議会の対応.....	15
(3) 現地合同本部員会議等の開催.....	16
4. 避難促進施設と避難確保計画.....	18
(1) 避難促進施設の指定.....	18
(2) 避難確保計画の作成支援.....	18
(3) 避難確保計画の想定.....	18
5. 情報伝達体制.....	18
(1) 火山現象に関する警報・予報、情報等の種類.....	18
(2) 火山現象に関する警報・予報、情報等の伝達.....	21
(3) 観光客や登山者への情報伝達.....	23
(4) 情報伝達する登山者の把握.....	23
(5) 住民への情報伝達.....	24
(6) 要配慮者への情報伝達.....	25
(7) 避難促進施設との情報伝達体制.....	26
(8) 異常現象の通報と情報共有体制.....	26
6. 入山規制と登山者・観光客対応.....	28
(1) 突発的に噴火した場合.....	28
(2) 噴火警報や臨時の火山の状況に関する解説情報が発表された場合.....	31
7. 住民の避難対応.....	35
(1) 住民避難の基本的な考え方.....	35
(2) 避難の方法.....	35
(3) 突発的に噴火した場合.....	35
(4) 噴火警報発表によって避難が必要となった場合.....	36
(5) 避難対象地区と指定避難所.....	37
8. 避難促進施設での対応と連携.....	38
(1) 避難促進施設における避難の基本的な考え方.....	38
(2) 突発的に噴火した場合.....	38
(3) 噴火警報発表によって避難が必要となった場合.....	39
(4) 臨時の火山の状況に関する解説情報が発表された場合.....	40
9. 要配慮者の避難対応.....	41
10. 避難手段.....	41
11. 実践的な計画とするための方策.....	41
(1) 実践的な避難計画に向けた取組.....	41
(2) 訓練・演習等の実施.....	41
(3) 住民等への啓発活動.....	42
12. 検討体制と経緯.....	42
(1) 検討体制.....	42
(2) 検討の経緯.....	42

1. はじめに

(1) 計画作成の目的

- 美瑛町及び上富良野町では、避難所などを記載した火山防災マップ（ハザードマップ）の作成や地域防災計画の策定が進められてきた。
- その後、平成 11～13 年にかけて、「十勝岳火山噴火警戒避難対策計画検討委員会」が開催され、当時の北海道建設部主導で、十勝岳が噴火した際の安全を確保するための方策が検討されてきた。その中で、噴火による影響を検討するため、火山学的知見を基に、火山災害予測区域図も作成された。
- 十勝岳では、平成 20 年 12 月から噴火警戒レベルが運用されており、美瑛町・上富良野町・新得町では、噴火警戒レベルに応じた入山規制、避難対象地域、避難ルートなどが記載されているが、他の市町では具体的に定められておらず、協議会としての計画もなく、協議会一体となつて行う防災対応については、これまで検討されてきたものの十分に具体化されていないところがある。
- このため、十勝岳火山防災協議会では、火山防災体制の構築に向けた取組の一環として、すでに市町ごとに定められている事項や十分でない事項を検討するために、内閣府の支援を受け、支援業務を受託した（株）社会安全研究所（RISS）の協力により、十勝岳の具体的な避難計画を策定することとした。
- なお、平成 27 年 12 月に施行された活動火山特別措置法、平成 28 年 2 月に活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針や火山災害警戒地域の指定、噴火時等の避難計画の手引き作成委員会（以下、手引き作成委員会という）での議論などを踏まえ、登山者・観光客対応、避難促進施設対応についても検討を行った。

(2) 計画の位置づけ

- 内閣府の支援のもと検討した本計画は、十勝岳火山防災協議会の「十勝岳火山避難計画」とし、関係市町の地域防災計画（火山対策編）やマニュアル等に反映していくものとする。また、本計画については、今後も必要に応じ、随時見直しを図るものとする。

2. 噴火の想定

(1) 十勝岳の概要

十勝岳（標高 2077m）は、北海道中央高地の大雪—十勝火山列の南西端に位置し、大雪—十勝火山列南西部で最も高い。十勝火山列南西部は、北東から美瑛富士（標高 1888m）、美瑛岳（標高 2052m）、十勝岳（標高 2077m）、富良野岳（標高 1912m）、前富良野岳（標高 1625m）と並ぶ新旧の火山からなる。十勝岳の新しい火口群は十勝岳の主稜線より北西側 1km 付近に形成され、火口、火砕丘、溶岩流などの新しい火山地形は十勝岳の北西斜面によく見られる。十勝火山列の裾野は上富良野町、美瑛町、新得町、南富良野町、中富良野町、富良野市へ広がっている。

(2) 噴火の履歴

表 1 十勝岳噴火災害の履歴（▲は噴火年を示す）

年代	現象	活動経過・被害状況等
▲1857(安政 4)年	噴火	5 月 20 日(新暦)中央火口丘から噴火：「焼山」周辺硫気活動(松田市太郎)。 6 月 14 日(新暦)「山半腹にして火脈燃立て黒烟天刺上るを見る」(松浦武四郎)。
▲1887(明治 20)年	噴火	中央火口丘から噴火。火砕物降下。近傍に降灰(大日方技師)。
1923(大正 12)年	溶融硫黄噴出	6 月溶融硫黄の沼出現、この頃、丸谷温泉(現在の望岳台付近)の温度上昇、湧出量増加。 8 月溶融硫黄 7~8m 吹き上がる。
▲1925(大正 14)年	噴火	12 月 23 日中央火口丘の火口内の大噴(おおぶき)から噴火。鳴動。
▲1926(大正 15)年	中規模：水蒸気噴火(泥流発生)→(山体崩壊・泥流発生)→マグマ噴火、水蒸気噴火	中央火口丘から噴火。火砕物降下・泥流→岩屑なだれ・泥流→降下火砕物。 2 月中旬頃から大噴(おおぶき)火口からレキ放出。 4 月 5、6 日小噴火：大噴(おおぶき)火口から降灰、中旬には火柱。 5 月 4~5 日鳴動。7 日小噴火：火柱、噴石、降灰。新火口形成。 13~14 日有感地震：山麓で地震を感じる。13~17 日鳴動・噴煙：13 日からの連続的な鳴動は 15 日に次におさまるが、噴煙活動活発化。22 日鳴動：山麓でも感じる。大噴(おおぶき)火口からはレキ放出。 5 月 24 日噴火：12：11 頃噴火、小規模な泥流発生。14：00 頃小規模な鳴動と噴火。16：18 頃噴火、中央火口丘の北西部が破壊され、熱い岩屑なだれが積雪を溶かして大規模な泥流発生(平均速度約 60km)、2 カ村(上富良野・美瑛)埋没。死者・行方不明 144 名、負傷者約 200 名。建物 372 棟、家畜 68 頭、山林耕地被害。北西に開いた U 字型火口形成(450×300m)。噴出物量 1.3×10 ⁴ m ³ 、崩壊物量 2~4×10 ⁶ m ³ 。マグマ噴出量は 1×10 ³ DREm ³ 。(VEI1) 9 月 8 日噴火：16：33 頃、噴煙高度 4600m、行方不明 2 名。9 日小噴火：15：40 頃。10 日小噴火：9：37 頃、15：48 頃、18：50 頃。 11~21 日小噴火：小噴火を繰り返す。9 月の噴火活動で 5 月 24 日の崩壊部に楕円形の火口形成(大正火口：130×50m、深さ 30m) 12 月 10 日小噴火：小泥流あり。17 日噴煙：小黒煙。25 日噴煙：黒煙(噴煙高度 500m)。
▲1927(昭和 2)年	水蒸気噴火	1~4 月及び 6~9 月度々小噴火、または黒煙。
▲1928(昭和 3)年	噴火	1 月 16 日噴煙。 3 月 5 日噴煙・降灰。 5 月 23 日噴煙：黒煙。
	水蒸気噴火	12 月 4 日鳴動と共に噴火(大正の活動、最後の噴火)。噴火場所は大正火口。
1936(昭和 11)年	溶融硫黄流出	2 月から秋にかけて硫黄流出
1947(昭和 22)年	噴気	旧噴火口の噴気孔増加。

年 代	現 象	活動経過・被害状況等
▲1952(昭和 27)年	水蒸気噴火	8月17日昭和火口形成(30m×15m)。火口内の噴気孔直径50cm。18日0時頃に噴気孔が出現した可能性が挙げられている。
▲1954(昭和 29)年	水蒸気噴火	9月昭和火口小爆発。大正火口硫黄流出。
▲1956(昭和 31)年	水蒸気噴火	6月昭和火口小爆発。
1957(昭和 32)年	噴気孔生成	2月昭和火口に新噴気孔出現。
▲1958(昭和 33)年	水蒸気噴火	10月4日昭和火口小爆発。昭和火口内に新噴気孔(58-1)出現。
▲1959(昭和 34)年	水蒸気噴火	8、11月昭和火口58-1噴気孔小爆発。11月小規模泥流。
▲1961(昭和 36)年	噴気	6～7月大正火口噴気活動活発、硫黄自然発火。
	水蒸気噴火	8月14日旧噴火口で弱い水蒸気爆発があり、ヌッカクシ富良野川の河水が灰色に濁った(会田氏による)。
▲1962(昭和 37)年	中規模：水蒸気噴火、マグマ噴火	3～6月火砕物降下。大正火口噴気活動活発化。 5～6月有感地震が始まり、次第に多くなる。 6月29日噴火：22：40頃、中央火口丘南側湯沼付近から噴火。噴石により大正火口縁の硫黄鉱山事務所を破壊。死者5名、負傷者11名。翌30日2：45頃から噴火。火山弾、火山灰を多量に噴出、噴煙12000m。降灰は知床、南千島方面、爆発音190kmに達する。火柱を伴う噴火は7月5日頃まで続いた。この噴火によりグラウンド火口南西壁沿いに62-0、62-1、62-2、62-3火口を生じ、62-2火口のまわりにスコリア丘を形成。 総噴出物量7.1×10 ⁷ m ³ 、マグマ噴出量は0.028DREkm ³ 。(VEI3)
1968(昭和 43)年	地震・噴煙	5、12月地震群発：十勝沖地震(5月16日：M7.9)後、火山性地震群発。5月62-2火口の噴煙増加。
1969(昭和 44)年	地震	1～8月地震群発：月地震回数は3月に最高となり、3344回(有感地震2回)、4月以降地震活動次第に沈静化。
1971(昭和 46)年	噴気	6月昭和火口、活動停止。
1974(昭和 49)年	噴気	5～7月62-1火口の噴気活動再開、活発化。
1975(昭和 50)年	噴気	62-1火口の噴煙鎮静化。
1983(昭和 58)年	地震	2、5月地震群発。9月62-1火口東壁の変色域拡大。
1984(昭和 59)年	噴気	6～9月62-1火口の噴気活動活発化、噴気温度300℃以上。9月同壁475℃。
▲1985(昭和 60)年	泥噴出	熱泥水噴出：5月29日62-1火口東壁から高さ約5mの熱泥水を噴出。長径10mの凹地(85-1火孔)形成。
	水蒸気噴火	ごく小規模な噴火：6月19日62-1火口から灰黒色噴煙、付近に微量の降灰。6月19～22日赤熱現象：62-1火口で赤熱現象(硫黄の自然発火)。9月1日火山性微動。
1986(昭和 61)年	地震、火山性微動	8月31日有感地震：白金温泉震度1。10月温度上昇：62-1火口東壁で最高温度529℃。12月3日有感地震：白金温泉震度1。 12月20日火山性微動。
1987(昭和 62)年	火山性微動	2、3、7、8月微動発生。

年 代	現 象	活動経過・被害状況等
▲1988(昭和 63)年	地震、火山性微動、火砕流、火砕サージ、泥流	2、6月十勝岳温泉で震度1～2、震源は旧噴火口のごく浅い所。 9月地震群発：下旬から地震増加。 10月4日火山性微動。 10月有感地震。 11月有感地震：最大震度3。 12月10、11、13、14、15日ごく小規模な噴火：62-2火口から噴火。 12月16日噴火：62-2火口から小噴火。爆発音、爆発地震(白金温泉で震度3)を伴う。南東約80kmまで降灰。 12月18、19日小噴火：火柱、火砕サージ、小規模泥流、東北東約150kmまで降灰。 12月24日小噴火：火柱、火砕サージ。 12月25日小噴火：火柱、火山雷、噴石、火砕サージ、小規模火砕流、小規模泥流。 12月30日小噴火：爆発音、爆発地震(吹上温泉で震度1)。
▲1988～89(昭和 63～平成元)年 12月10日～3月5日	小規模：水蒸気噴火、マグマ水蒸気噴火	火砕物降下→火砕サージ・火砕流・火砕物降下、泥流。 総噴出物量は $7.4 \times 10^5 \text{m}^3$ 。マグマ噴出量は $5 \times 10^4 \text{DREm}^3$ 。(VEI1)
▲1989(平成元)年 1月1日～3月5日	火砕流、火砕サージ、泥流、地震、火山性微動	17回の噴火があった。火柱、火砕サージ、火砕流、噴石、泥流、火映、降灰140km(まとめると1988年12月～1989年3月に発生した水蒸気噴火とマグマ水蒸気噴火は計28回であった)。1月13、21日ハーモニック微動。 6～8月地震群発。 7月火山性微動。 12月火山性微動。
1990(平成2)年	火山性微動	1、2、6月火山性微動発生
1991(平成3)年	火山性微動	2月火山性微動発生。
1992(平成4)年	地震	3月17日有感地震：白金温泉の一部で震度1。
1994(平成6)年	火山性微動	4月火山性微動発生。
1995(平成7)年	地震、火山性微動	7～12月地震増加、8月火山性微動。
1996(平成8)年	地震	5、6月地震増加。
1997(平成9)年	地震、噴気、火山性微動	5月地震増加。 6月の現地観測で振子沢噴気孔群の温度上昇。 9月には噴気活動再開(1993年以来)。 1、2、3、5、9、10月火山性微動発生。
1998(平成10)年	地震、噴気、泥噴出、火口が明るく見える現象、火山性微動	4月17日空振を伴う火山性地震発生。その後実施した上空からの観測で表面現象の痕跡は確認されなかった。 6～8月地震増加。6月23～24日現地観測により、62-2火口北西側内壁に新噴気孔形成。噴気孔温度 414°C (赤外放射温度計、測定距離約40m)。62-3火口で噴気活動再開(1992年9月以来)。62-0火口、62-1火口、振子沢噴気孔群で地温上昇、地熱域・変色域が拡大。 9月火山ガス：山麓で広葉樹葉枯れ。9月29日熱泥水噴出：62-2火口底に高さ約2mの熱泥水噴出、西側内壁に新噴気孔形成。熱泥水は10月5日にも確認。 10月9日高感度カメラにより62-2火口付近が夜間明るく見える現象を観測。以降時々観測される。 10月12日噴煙活動活性化：62-2火口から黒灰色の噴煙を2回噴出。 10月13日62-2火口の熱泥水停止を確認。熱泥水噴出箇所は直径約5mの窪地となり、中心部から白色噴煙を勢よく噴出。62-2火口北西側内壁の噴気孔温度 460°C 。 1、2、5、7、9月微動発生。
1999(平成11)年	地震	5月27日空振を伴う火山性地震を観測。波源は62-2火口付近と推定。表面現象なし。
2000(平成12)年	火山性微動、噴気、地震、泥噴出	1月1日約18分間の火山性微動を観測。 2月24日地熱活動：遠望観測で前十勝の北西斜面に新たな噴気を確認。 6月21、25日有感地震：21日11:09、現地観測中の気象庁職員が震度1程度の揺れを感じた(山麓では無感)。25日白金温泉で有感。

年 代	現 象	活動経過・被害状況等
		7月23日熱泥水噴出：62-2火口底で熱泥水噴出を確認。北西側内壁の噴気孔温度507℃。
2002(平成14)年	火山性微動	1、3、5、9月に火山性微動発生。
2003(平成15)年	火山性微動	2月8日規模のやや大きな火山性微動を観測(継続時間約37分)、その後6月中旬までに6回の微動が観測されたが、規模は次第に小さくなった。いずれも表面現象等に異常は認められなかった。
▲2004(平成16)年	水蒸気噴火	2月25～26日ごく小規模な噴火。 4月19日62-2火口から火山灰混じりの有色噴煙、振幅の小さな火山性微動も発生。4月9、12日にも振幅小さな火山性微動が発生。 11月火山性微動発生。
2005(平成17)年	火山性微動	6、7、9月火山性微動発生。
2006(平成18)年	火山性微動	2月火山性微動発生
2007(平成19)年	地殻変動、火山性微動	6月の現地観測で62-2火口浅部の局所的な膨張観測、以降継続。 7月火山性微動発生。
2008(平成20)年	火山性微動	6、7月火山性微動発生。
2009(平成21)年	火山性微動	4、5、7、10月火山性微動発生
2010(平成22)年	噴気、火山性微動	5月以降大正火口の噴気量やや増加。 2、5、7月火山性微動発生。
2011(平成23)年	火山性微動	1、2、8、11月火山性微動発生。
2012(平成24)年	火山性微動	6月30日：夜間に大正火口が高感度カメラで明るく見える現象が発生し、7月4日の夜間まで継続。原因は高温の火山ガス噴出や硫黄の燃焼等によると推定。7月1日に実施した上空からの観測で噴出物の痕跡なし。同日実施したガス観測でやや多量のSO ₂ (約600t/day)観測。SO ₂ 放出量は次第に低下。 1、7月火山性微動発生。
	地震	12月2日：一時的に地震増加。13：37の地震で白金温泉地区及び十勝岳温泉地区、13：49の地震では白金温泉地区で、それぞれ震度1に相当する揺れがあったと推定。
2013(平成25)年	火山性微動	3月火山性微動発生。
2014(平成26)年	地殻変動、火山性微動・地震	7～11月山体浅部の膨張、9、12月火山性微動、12月地震増加、11月以降常時微動の振幅レベルが間欠的に増大。
2015(平成27)年	地震、地殻変動、熱	4～7月地震増加。7月14日05時51分の地震により吹上温泉地区で震度1に相当する揺れがあったと推定。 5～7月62-2火口南縁と振子沢噴気孔群の間で山体浅部の膨張による亀裂。 6月以降、振子沢噴気孔群で地熱上昇、前十勝で列状噴気。62-2火口底では湯だまり。

[出典：気象庁ホームページ：十勝岳有史以降の火山活動]
http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/sapporo/108_Tokachi/108_history.html

(3) 噴火シナリオ・火山防災マップ

① 噴火シナリオについて

- 十勝岳では、「十勝岳火山噴火緊急減災対策砂防計画に関する検討報告書」の中で、小規模から大規模の噴火が想定されており、大規模噴火の想定は、約3300年前の噴火をモデルとしている。積雪期の噴火において発生が想定される融雪型火山泥流は、1926年5月24日の

大正噴火をモデルに中規模噴火を想定している。

- そのため、本計画では、融雪型火山泥流については、中規模噴火を、それ以外の火山現象については、大規模噴火を想定して検討することとした。
- 近年の研究報告¹⁾によると、最近約 3300 年間の十勝岳の火山活動は火口ごとの活動にほぼ対応した 4 つのステージに大別され、現在は 1962 年噴火、1988-89 年噴火を含む 1926 年噴火から開始した StageⅣに位置づけられる¹⁾。これらのことから想定火口は、大正火口、中央火口、噴気活動が活発な 62-Ⅱ火口を含む、グラウンド火口周辺としている。
- 中規模及び大規模噴火時の噴火シナリオを次頁に示す。

[出典：1 藤原伸也，中川光弘，長谷川撰夫，小松大祐：北海道中央部，十勝岳火山の最近 3300 年間の噴火史，火山，52(5)，P. 253-271，2007]

図1 十勝岳中規模噴火時のシナリオ

時間目安	噴火活動の想定	噴火警報等	噴火警戒レベル	対策時期	基本的な応急対策
数年〜数か月 数ヶ月〜数日 数日〜0 数時間〜十数時間 数日〜数ヶ月 数年	平常 【異常現象】 ・熱活動の高まり（噴気活動活発化、熱泥水噴出、火映） ・地震活動の高まり ・やや規模の大きな火山性微動時折発生 ・ごく小規模な噴火	噴火予報	レベル1（活火山） あることに留意	—	—
	【異常現象拡大】 ・地震活動、熱活動がさらに活発化 ・火山性地震の規模・頻度の増加傾向 ・有感地震、火山性微動の頻発 ・ごく小規模な噴火	火口周辺警報	（火口周辺規制） レベル2	異常現象発生期	◆協議会設置町に情報連絡本部設置 ◆情報収集 ◆異常現象の発見者通報への対応 ◆関係機関への連絡 ◆住民等からの問い合わせへの対応 ◆登山者・観光施設への広報
	【異常現象さらに拡大・水蒸気爆発の発生】 ◆マグマ噴火に前駆して水蒸気爆発発生 ◆噴煙は火口縁上 1,000m程度以下 ◆大きな噴石が火口から 1〜2km まで飛散	火口周辺警報	（入山規制） レベル3	異常現象拡大期	◆協議会設置町に災害対策本部設置、第1非常配備体制 ◆火口から概ね1km以内（グラウンド火口周辺）、又は状況に応じて火口から概ね1.5km以内（避難小屋等から上部、山頂への登山道）の登山規制 ◆登山規制の広報、看板等の設置 ◆火口から概ね3km以内（望岳台、吹上温泉、山頂への登山道）の立入規制
	【準プリニー式噴火発生の場合】 ◆グラウンド火口周辺から噴火 ◆噴煙は火口縁上 10,000m以上 ◆大きな噴石が火口から 2〜3km まで飛散 ◆山頂部で火山灰・火山礫の堆積 ◆風下側山麓で数cm降灰 ◆小規模火砕流や火砕サージが山腹を流下することもある ◆積雪期には小規模な融雪型泥流が発生することもある ◆風下側山麓で火山ガスによる影響	噴火警報（積雪期）	レベル4（避難準備）	中噴火期	◆火口から概ね3km以内（望岳台、吹上温泉、山頂への登山道）の立入規制継続 ◆十勝岳温泉の避難 ◆白金温泉の避難準備（要配慮者の避難） ◆積雪期には融雪型泥流危険区域の避難準備（要配慮者の避難）
	【中噴火発生の場合】 ◆グラウンド火口周辺から噴火 ◆噴煙は火口縁上 3,000〜6,000m程度 ◆大きな噴石が火口から 2〜3km まで飛散 ◆風下側山麓で数cm降灰 【溶岩流出を伴う場合には】 ◆噴火開始後数十分から数週間後に溶岩流出 ◆溶岩流は火口から最大5〜6km流下 ◆小規模な融雪型泥流が発生することもある	火口周辺警報	（入山規制） レベル3	噴火縮小期	◆火山活動状況に応じて規制を緩和 ◆土砂災害危険区域設定
	【十数時間〜数日後】 噴火衰え始める。その後数ヶ月間は、規模・回数とも次第に減少するが断続的に噴火を繰り返す	火口周辺警報	レベル3→2→1	噴火終息期	◆土砂災害危険区域の再設定 ◆火山活動状況に応じて規制の緩和〜解除
	噴火が収まらずさらに拡大する場合には、シナリオ3で対応	火口周辺警報	レベル3→2→1	噴火終息期	◆土砂災害危険区域の再設定 ◆火山活動状況に応じて規制の緩和〜解除
	降雨型泥流発生 ◆噴火終息後も降雨型泥流が数年間繰り返される	火口周辺警報	レベル3→2→1	噴火終息期	◆土砂災害危険区域の再設定 ◆火山活動状況に応じて規制の緩和〜解除
	活動低下	火口周辺警報	レベル3→2→1	噴火終息期	◆土砂災害危険区域の再設定 ◆火山活動状況に応じて規制の緩和〜解除

<凡例> 矢印の色は、火山活動度が高まる場合は赤、火山活動度が低下する場合は青としている。また、分岐等における矢印の太さの違いは、可能性の大小を表現している。

注1) 火山活動は一足飛びに急速に高まることもあり、噴火警戒レベルが順を追って一段ずつ上昇するとは限らない。その場合は、その間に想定している応急対策を全て実施する。
 注2) 本資料中の大きな噴石とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する程度の大きさのものとする。

図2 十勝岳大規模噴火時のシナリオ

時間目安	噴火活動の想定	噴火警報等	噴火警戒レベル	対策時期	基本的な応急対策
数年〜数か月	<p>平常</p> <p>【異常現象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱活動の高まり（噴気活動活発化、熱泥水噴出、火映） 地震活動の高まり やや規模の大きな火山性微動時折発生 ごく小規模な噴火 	噴火予報	レベル1（活火山で あることに留意）	異常現象発生期	<ul style="list-style-type: none"> 協議会設置町に情報連絡本部設置 情報収集 異常現象の発見者通報への対応 関係機関への連絡 住民等からの問い合わせへの対応 登山者・観光施設への広報
	数ヶ月〜数日	<p>【異常現象拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震活動、熱活動がさらに活発化 火山性地震の規模・頻度の増加傾向 有感地震、火山性微動の頻発 地殻変動を観測、増大傾向 	火口周辺警報	レベル2 (火口周辺規制)	異常現象拡大期
数日〜0		<p>【異常現象更に拡大・水蒸気爆発の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 顕著な地殻変動を観測 マグマ噴火に前駆して水蒸気爆発発生 噴煙は火口縁上1,000m程度以下 大きな噴石が火口から1〜2kmまで飛散 	火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	大噴火前兆期
	<p>【大噴火発生の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> グラウンド火口周辺から噴火 噴煙急上昇、1万数千m 大きな噴石が火口から4km程度まで飛散 火砕流が発生し、火口から10km程度流下 風下側山麓で数十cm降灰 風下側山麓で火山ガスによる影響 	噴火警報	レベル4 (避難準備)	<ul style="list-style-type: none"> 第3非常配備体制 火砕流危険区域の避難 	
数時間〜十数時間	<p>【融雪型火山泥流の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 積雪期に大噴火が発生した場合には、火砕流により大規模融雪型泥流が発生する（この場合の泥流は1926年より規模が大きく、美瑛川・富良野川に加え、旭野川へ流下する可能性もある。泥流は数十分で山麓市街地へ到達する） 	噴火警報	レベル5 (避難)	大噴火期	<ul style="list-style-type: none"> 第3非常配備体制継続 火山ガス及び降灰の状況によっては、東側山麓地域での避難
	<p>◆積雪期に岩層なだれを伴う噴火が発生した場合にも大規模な融雪型泥流が発生する（1926年の噴火では美瑛川と富良野川を流下した。泥流は数十分で山麓市街地へ到達する）</p>	噴火警報	レベル5 (避難)	噴火縮小期	<ul style="list-style-type: none"> 第2非常配備体制 火山活動状況に応じて規制を緩和 土砂災害危険区域設定
<p>【十数時間〜数日後】</p> <p>噴火衰え始める その後数ヶ月間は、規模・回数とも次第に減少するが断続的に噴火を繰り返す</p>	火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	噴火終息期		<p>＜凡例＞ 矢印の色は、火山活動度が高まる場合は赤、火山活動度が低下する場合は青としている。また、分岐等における矢印の太さの違いは、可能性の大小を表現している。</p>
<p>降雨型泥流発生 ◆噴火終息後も降雨型泥流が数年間繰り返される</p>	噴火予報	レベル1 3→2		<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害危険区域の再設定 火山活動状況に応じて規制の緩和～解除 	

注1) 火山活動は一足飛びに急速に高まることもあり、噴火警戒レベルが順を追って一段ずつ上昇するとは限らない。その場合は、その間に想定している応急対策を全て実施する。
 注2) 本資料中の大きな噴石とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する程度の大きさのものとする。

② 火山現象

(ア) 火山灰について

- 風下側に流れ、山麓では数十 cm 堆積すると想定されている。

(イ) 噴石について

- 十勝岳では火口から 4 km の範囲内には、直径が概ね 50cm 以上の大きな噴石が落下すると想定されている。

(ウ) 火砕流について

- 大規模な噴火に伴う火砕流は、火口から北西側の斜面を 10km 程度流下すると想定されている。
- 火砕サージも同様の範囲とする。

(エ) 溶岩流について

- 火口から北西側の斜面を 4~5km 程度流下すると想定されている。

(オ) 土石流・融雪型火山泥流について

- 積雪期に火砕流・火砕サージが発生した場合、融雪型火山泥流が発生する可能性が高い。
- 山麓部から美瑛川に沿って美瑛町市街地まで到達することも想定される。
- 富良野川沿いの山麓部から上富良野市街地まで到達する。旭野川流域に流れ込んだ場合、融雪型火山泥流は旭野川を流れ下って上富良野市街地の南西部から富良野川を流れ下り、下流まで被害が広がる可能性がある。

(カ) その他の火山現象について

- 火山灰や小さな噴石の飛散、火山ガスの発生が想定される。

③ 火山現象と避難の基本的考え方

(ア) 噴火警戒レベル2~3における入山規制等

- 噴火警戒レベル2：状況に応じて、火口から半径概ね 1km 又は 1.5km の火口周辺を立入規制

影響範囲内の居住区・施設等	概ね 1 km	<ul style="list-style-type: none"> • グラウンド火口周辺の立入規制 • 十勝岳避難小屋から十勝岳山頂までの登山道
	概ね 1.5km	<ul style="list-style-type: none"> • 新得町側登山口から十勝岳への登山道 • 美瑛岳から縦走路分岐を通り、十勝岳までの登山道 • 上富良野岳から十勝岳への登山道

- 噴火警戒レベル3：火口から大きな噴石の飛散を想定し概ね 3km 以内の立入規制(入山規制)

影響範囲内の居住区・施設等	<ul style="list-style-type: none"> • 登山禁止 • 望岳台の立入規制 • 吹上温泉の監視所の撤去、撤退 • 吹上温泉の避難、十勝岳温泉の避難準備（避難行動要支援者の避難）
---------------	---

(イ) 噴火警戒レベル4における避難準備等

- 火山泥流が数分で流れ込む可能性のある白金温泉（美瑛町）の避難準備
- 避難行動要配慮者の避難
- 十勝岳温泉の避難

(ウ) 噴火警戒レベル5における避難

- 火山防災マップ（ハザードマップ）を踏まえた避難対象地区を設定する。
- 美瑛町、上富良野町は、突発的に噴火が発生した場合、指定緊急指定避難場所又は近くの高台などに、緊急退避を行う。その後、自家用車や町のバス、自衛隊の協力のもと指定避難所へ移動する。
- 中富良野町や富良野市では、十勝岳から距離がありリードタイムがあることを考慮し、突発的に噴火が発生した場合は、避難所への避難を実施する。
- 新得町では、突発的に噴火が発生し火山ガス及び降灰の状況によっては指定避難所への避難を行う。

(エ) 土石流・融雪型火山泥流を考慮した避難

- 美瑛町、上富良野町、中富良野町、富良野市ともに、火山ハザードマップ及び地域防災計画の想定を踏まえ避難対象地区を設定する。
- なお、土石流に関しては、道及び市町の地域防災計画も参考とする。

十勝岳の噴火警戒レベル表

平成20年12月16日運用開始



十勝岳の噴火警戒レベル

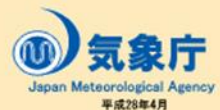
種別	名称	対象範囲	レベル (注1-注4)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●積雪期に岩屑なだれを伴う噴火が発生、あるいは切迫しており、大規模な融雪型火山泥流の発生が予想される。 過去事例 1926年5月24日16時17分過ぎ：噴火により中央火口丘が崩壊し大規模な泥流発生、あるいは山体崩壊に前駆して発生した12時11分の水蒸気爆発 ●大噴火が発生、あるいは切迫しており、居住地域に到達する火砕流の発生が予想される。積雪期に火砕流が発生した場合には、大規模な融雪型火山泥流の発生が予想される。 過去事例 約3,300年前の噴火
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者等の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●地震活動や熱活動のさらなる活発化、地殻変動の増大等により、大噴火発生の可能性が高まる。 過去事例 観測事例なし ●中噴火が発生、及び積雪期に小噴火が発生。 過去事例 1962年6月30日02時45分：中噴火発生 1988年12月16日～1989年3月15日：小規模な爆発的噴火が繰り返し発生
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。状況に応じて要配慮者等の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●地震活動が活発化し、有感地震、火山性微動が頻発する等により、噴火の発生が予想される。 過去事例 1988年9月下旬：火山性地震の増加傾向開始 1988年10月～12月、1962年5月～6月：有感地震、微動の発生回数増加 1962年5月以降：有感地震、微動頻発 1926年5月：鳴動、噴火の10日前から有感地震 ●非積雪期に小噴火が発生、大きな噴石が概ね1～2km以内に飛散。 過去事例 観測事例なし
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●体に感じない微小な地震活動の一時的な高まりや火山性微動の発生、噴煙活動活発化等の熱活動の高まりがみられ、ごく小規模な噴火の発生が予想される。 過去事例 1985年6月19日：62-1火口からごく小規模な噴火 1983年2月、5月：微小な地震が増加 1954年：大正火口の噴気活動活発化、溶融硫黄流出 1952年8月17日：昭和火口形成 1925年12月：中央火口丘の火口内に新たな火口(大噴)出現
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏。状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の火山灰の噴出等の可能性あり。

注1) 本資料中の「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する程度の大きさのものをとする。
注2) 本資料中の大噴火とは、噴煙が1万数千m以上上がる噴火であり、場合によって火砕流が居住地域まで流下し、それに伴う融雪型泥流が発生する。

注3) 中噴火とは、噴煙が数千m～1万m以上上がり、大きな噴石が火口から2～3kmまで飛散し、場合によって溶岩流を伴う噴火である。

注4) 小噴火とは、噴煙が1,000m程度以下、大きな噴石が火口から1～2kmまで飛散し、小規模な火砕流や融雪型泥流が発生する噴火である。

この噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整の上で作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、各町にお問い合わせください。

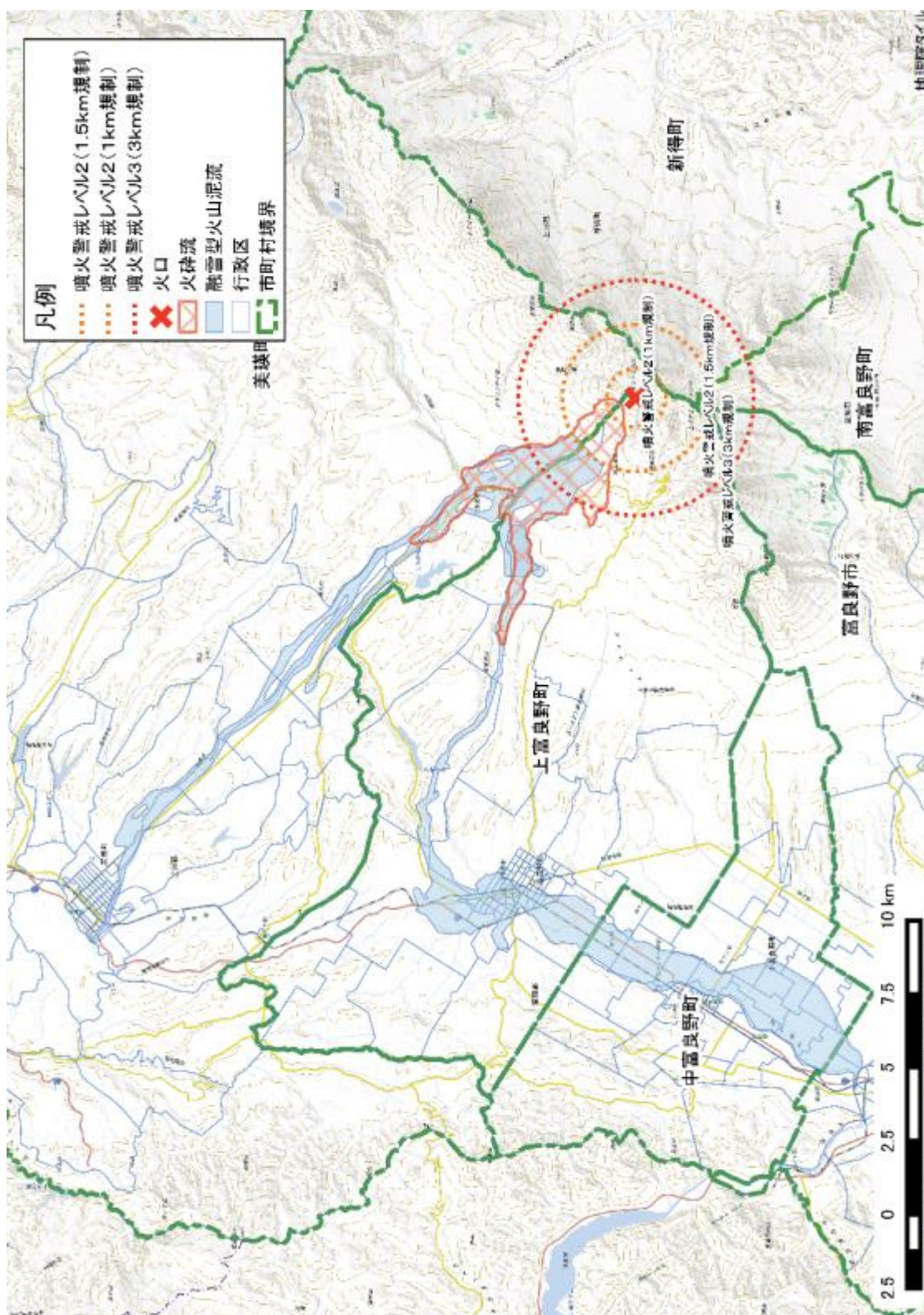


十勝岳火山防災マップ



[出典：気象庁 リーフレット・上富良野町 火山防災マップ]

図3 噴火警戒レベル表と火山防災マップ



出典：国土地理院「地理院地図」

図4 本計画検討で使用したハザードマップ

3. 防災体制

(1) 道・市町の災害対策本部等

① 噴火警戒レベル1→通常体制

- 噴火警戒レベルが引き上げられるまでに至らない場合でも、地震活動や噴気活動の活発化等の状況に応じ、気象台から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表されることもある。当該情報が発表された場合、防災・危機管理部門を中心に庁内及び関係機関との情報収集・伝達による情報共有を図る。
- 住民、登山者、旅行者等への注意喚起を行う等、必要な措置を講じる。
- 噴火警戒レベル2発表時や突発的な噴火等によるレベル3以上の発表時の対策について協議できる体制の構築に向け準備を進める。

② 噴火警戒レベル2→警戒体制

- 噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合、防災・危機管理部門を中心に庁内及び関係機関との情報収集・伝達による情報共有を図る。
- 火口周辺を規制し、住民、登山者、旅行者等への注意喚起を行うとともに、風評被害の軽減を図るため、旅行者・登山者・報道関係機関等へ正しい情報を提供する。
- 避難促進施設（代表施設）に対して、噴火警戒レベル2に引き上げられたことを伝達し、情報共有を図る。
- 噴火警戒レベル3発表時や突発的な噴火等によるレベル3以上の発表時の対策について協議できる体制の構築に向け準備を進める。

③ 噴火警戒レベル3→非常体制

- 噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合、道・市町が災害対策本部等を設置し、関係機関との情報共有、対応状況の把握に努め、噴火警戒レベル4発表時や突発的な噴火等によるレベル5発表時の対策について協議できる体制の構築に向け準備を進める。
- 特に市町においては、入山規制の実施や強化、登山者、旅行者等の避難誘導にあたる。
- 避難促進施設（代表施設）に対して、噴火警戒レベル3に引き上げられたことを伝達し、情報共有を図る。また、避難の支援に当たる。
- 積雪期の場合、必要に応じて、避難路確保のために、除雪作業を実施する。（美瑛町）

④ 噴火警戒レベル4、5→非常体制

噴火警戒レベルが4または5に引き上げられた場合には、十勝岳噴火災害対策現地合同本部を設置し、関係機関との情報共有、対応状況の把握に努める。また、要配慮者の避難、住民避難等の対応にあたる。

① 噴火警戒レベル1(活火山であることに留意)の対応

- 定例会(火山防災協議会、幹事会)開催
- 火山に関する情報収集・共有
- 異常現象の通報情報の共有
- 地域防災計画の改訂の検討
- 防災訓練の企画・実施
- 噴火警戒レベルが引き上げられた場合の対応協議等

② 噴火警戒レベル2の対応

- 幹事会開催:実務者会議(+学識経験者)
- 火山活動の状況と防災関係機関の態勢確認・協議
- 防災関係機関との情報連絡体制の強化
- 異常現象の通報情報の共有
- 火口周辺の立入山規制範囲(概ね1km又は1.5km)の確認と規制実施
- 避難促進施設への対応
- 噴火警戒レベルが引き上げられた場合の対応協議
- 一部の地区で避難準備等

③ 噴火警戒レベル3の対応

- 幹事会開催:実務者会議(+学識経験者)
- 火山活動の状況と防災関係機関の態勢確認・協議
- 防災関係機関との情報連絡体制の強化
- 異常現象の通報情報の共有
- 入山規制範囲(概ね3km)の確認と規制実施
- 避難促進施設への対応
- 噴火警戒レベルが引き上げられた場合の対応協議
- 一部の地区で避難準備又は避難実施
- 避難所の開設等

(3) 現地合同本部員会議等の開催

① 構成及び協議事項

a) 噴火警戒レベル4

- 国の現地対策本部及び道の現地合同本部による会議の開催
- 構成:国、道、市町、防災関係機関、学識経験者
- 協議事項
 - 火山活動状況の分析
 - 噴火活動の見通し
 - 避難が必要となる時期、範囲
 - 避難手段、経路、避難所
 - 住民、報道関係機関への情報発信等

b) 噴火警戒レベル5

- 国の現地対策本部及び道の現地合同本部による会議の開催
- 構成：国、道、市町、防災関係機関、学識経験者
- 協議事項
 - 火山活動状況の分析
 - 噴火活動の見通し
 - 避難が必要な範囲の拡大、縮小
 - 避難手段、経路、避難所
 - 住民、報道関係機関への情報発信等

② 現地合同本部員会議等の開催場所

- 現地合同本部員会議等の開催場所について、以下の条件を踏まえた候補施設とする。
 - 火山現象の影響範囲外にあること
 - 施設までのアクセスの良さ
 - 無線機などを設置するスペースなど、会議開催に必要な広さの確保
 - 情報通信設備
 - 対策要員のための宿泊施設の確保
 - 山が見えることが望ましい
- 現地合同本部員会議等の開催場所については、美瑛町役場内で開催することを基本とし、美瑛町役場が何らかの理由で使用できない場合を考慮し、他の施設や仮施設建設用の用地選定についても検討する。

4. 避難促進施設と避難確保計画

(1) 避難促進施設の指定

- 活火山法第 6 条第 1 項第 5 号に基づき、市町は、火口と施設の位置関係、利用者数等施設の規模、施設所有者等の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、必要と考える施設を避難促進施設として指定し、市町地域防災計画に位置づけるものとする。
- なお、避難促進施設の指定にあたっては、十分に協議会で検討する。また、指定を行う施設に対して、どのような危険に備える必要があるかについて、十分な説明を行い、理解を求める。
- 今後、施設の新設等があった場合、必要に応じて、避難促進施設を指定するものとする。
- 避難促進施設は、別紙による。

(2) 避難確保計画の作成支援

- 噴火時等の防災対応については、避難促進施設との情報伝達・共有が非常に重要となる。特に、規制範囲外への避難のタイミングや避難誘導等については、避難促進施設と十分に連携をとる必要がある。避難促進施設の避難確保計画は、本計画や市町それぞれの地域防災計画と整合のとれた計画である必要があり、計画作成の段階から、市町及び協議会は、十分な協力・支援体制を構築するものとする。
- 避難促進施設の指定を行った施設に対して、市町は、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」を参考に、避難確保計画作成のための説明会や研修会を実施する。
- なお、避難確保計画作成主体としては、単独の所有者もしくは管理者が計画を策定する場合を「単体施設」とする。所有者もしくは管理者が異なる複数の施設が共同で計画を策定する場合を「地区一体」とする。

(3) 避難確保計画の想定

- 避難確保計画の噴火想定等については、本計画の想定と同じとする。
- また、避難促進施設の避難確保の対応について、次のように 3 つの場合を想定する。
 - (ア) 突発的に噴火した場合
 - (イ) 噴火警戒レベルの引上げや立入規制などにより、避難が必要となった場合
 - (ウ) 噴火警戒レベルの引上げがなくても、火山の状況に関する臨時の解説情報等が発表された場合

5. 情報伝達体制

(1) 火山現象に関する警報・予報、情報等の種類

① 噴火警報（居住地域）及び噴火警報（火口周辺）

気象業務法第 13 条の規定により、噴火に伴い生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表するもので、警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として

発表される。

なお、「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

② 噴火予報

気象業務法第 13 条の規定により、噴火警報の解除を行う場合等に「噴火予報」が発表される。

表 3 噴火警報・噴火予報の種類と発表基準等

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (キーワード)
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれ より火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫していると予想される場合	レベル 5 (避難)
			居住地域に重大な影響を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル 4 (避難準備)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される場合	レベル 3 (入山規制)
		火口から少し離れた 所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル 2 (火口周辺規制)
予報	噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル 1 (活火山であることに留意)

③ 降灰予報

(ア) 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表される。
- ・噴火の発生にかかわらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表される。
- ・18 時間先（3 時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が提供される。

(イ) 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山に対して、直ちに発表される。
- ・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、

噴火発生から 1 時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が提供される。

(ウ) 降灰予報 (詳細)

- 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表される。
- 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後 20～30 分程度で発表される。
- 噴火発生から 6 時間先まで (1 時間ごと) に予想される降灰量分布や降灰開始時刻が、市区町村を明示して提供される。

表 4 降灰量階級表

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ ^{※1}		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる 	視界不良となる 	外出を控える 慢性的喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)	稲などの農作物が収穫できなくなったり ^{※2} 、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる 	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可 ^{※2}

※1 掲載写真は気象庁、鹿児島市、(株)南日本新聞社による
※2 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

④ 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

⑤ 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外の火山活動の状況等を知らせるための情報等

(7) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表される。臨時に発表される際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表される。

(1) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を 24 時

間体制で観測・監視している火山を対象に発表される。

なお、以下のような場合には発表されない。

- ・ 普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- ・ 噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

(ウ) 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて発表される。

(エ) 週間火山概況

過去 1 週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表される。

(オ) 月間火山概況

前月 1 か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表される。

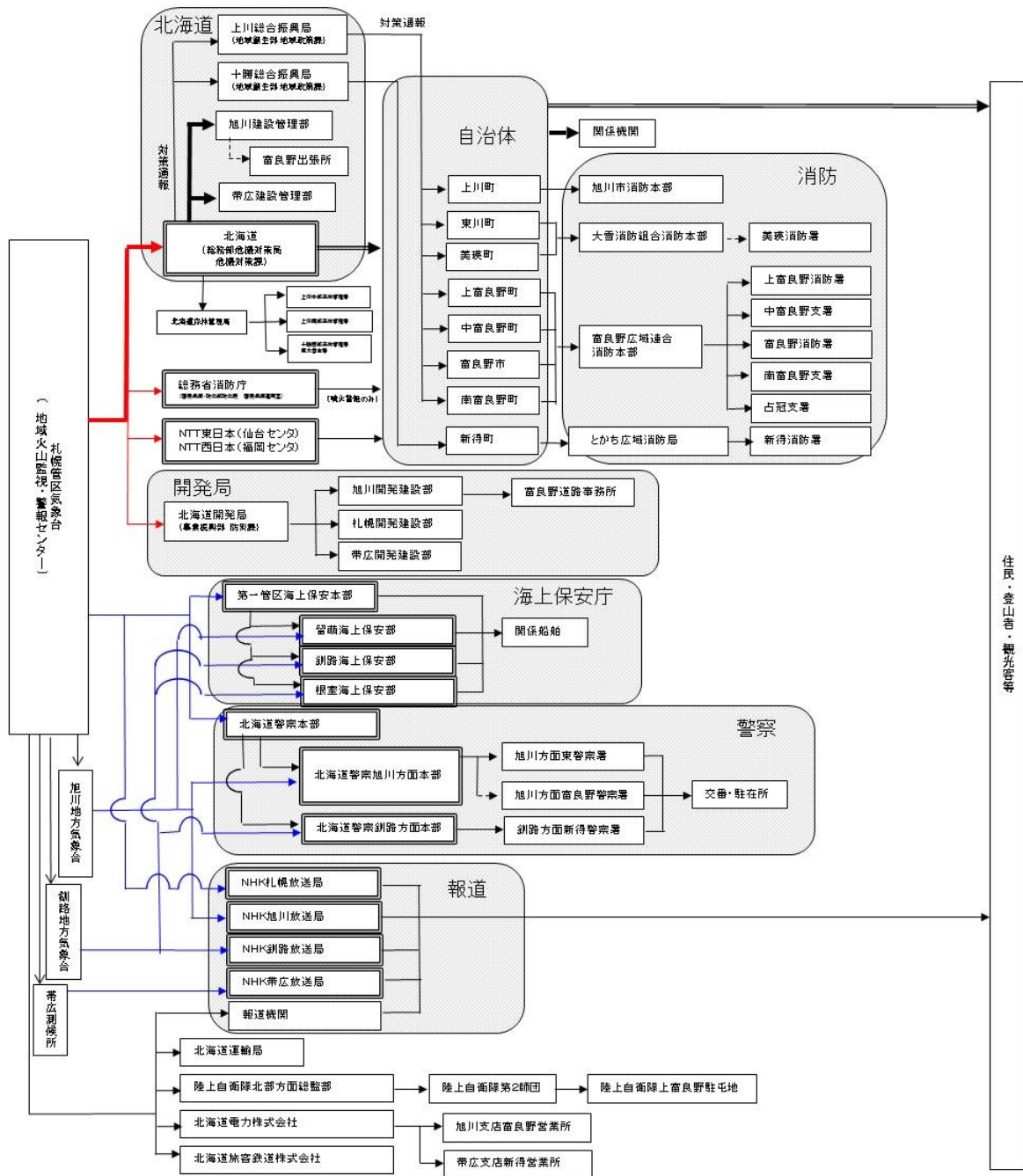
(カ) 噴火に関する火山観測報

主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報が直ちに発表される。

(2) 火山現象に関する警報・予報、情報等の伝達

- 気象台から発表された噴火警報等について、各関係機関は、防災情報システムや電話、FAXなどを用いて伝達し共有する。
- 関係機関は必要に応じて、緊急速報メールや防災行政無線、広報車などを用いて住民に広報する。また、報道関係機関に対して、テレビやラジオ等での広報を依頼する。
- なお、情報の発信に際して、風評被害などを考慮し、過度な不安を煽らないよう注意する。

噴火警報等伝達系統図



表題の「噴火警報等」とは、「噴火警報」、「火山周辺警報」、「噴火予報」、「噴火速報」、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を指す。
 実線はオンラインシステムによる自動通報、点線は電話・FAX・無線などによる人手を介した通信
 (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法施行令第9条第1号の規定に基づき法定伝達先。
 (太線)は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務づけられている伝達経路。
 (二重線)は、
 ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等。
 ・特別警報に位置づけられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
 ※ 通報本部は、直ちに関係する警察署を通じ、関係市町村に通知しなければならない。
 ※ NHK放送局は、直ちに通知された事項を放送しなければならない。
 ※ 「噴火に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急通報メール」が配信される。

図 6 噴火警報等伝達系統図

(3) 観光客や登山者への情報伝達

① 平常時の情報伝達

- 道、市町は、ホームページや SNS の活用のほか、観光協会、観光事業者（観光施設、宿泊施設等、旅行代理店）や輸送業者（輸送機関、輸送施設）等の協力を得て、観光施設や主要な駅等で十勝岳が活火山であることや火山活動の状況など情報を掲示し、啓発に努める。
- 観光客・登山者への周知ポイントとして、十勝岳周辺にある交通機関の駅やバスターミナル、公共施設、商業施設、観光施設、宿泊施設がある。
- 登山者に対しては、登山口及び登山道、山小屋が情報周知ポイントとなる。
- 情報周知の手段としては、各掲示板などへ火山の状況や啓発ポスターの掲示、気象庁のリーフレットの配布、その他パンフレットなどを用いて情報の周知を図る。

表5 山小屋の現状

山小屋	位置	管理主体	備考
上ホロカメットク避難小屋	上ホロカメットク山東北東に400m	北海道上川総合振興局 産業振興部林務課	無料・自由使用 雪溪水場（8月上旬まで）
十勝岳避難小屋	十勝岳北西2.5km 望岳台登山口から2km	上川中部森林管理署 美瑛合同森林事務所	無料・自由使用 水場なし マスク・ヘルメット・毛布の備蓄有
美瑛富士避難小屋	美瑛富士東1.0km	上川中部森林管理署 美瑛合同森林事務所	無料・自由使用 雪溪水場
十勝岳望岳台防災シェルター	十勝岳北西3.5km	美瑛町	噴石等に対応した緊急避難退避舎

② 噴火警報や臨時の火山の状況に関する解説情報等発表時の広報

- 道、市町は、噴火警報や臨時の火山の状況に関する解説情報等が発表された際は、ホームページや SNS 等で、情報が発表されたことを広報する。
- また、観光協会、観光事業者（観光施設、宿泊施設等、旅行代理店）や輸送業者（輸送機関、輸送施設）等の協力を得て、観光施設や主要な駅等に看板等を設置し、周知を図るとともに、注意を促す。
- 火口周辺規制及び入山規制を実施した場合は、防災行政無線や広報車を使用し、立入禁止であることを広報する。
- 市町は、国や道に対して、必要に応じて、ヘリコプターによる広報活動を要請する。

(4) 情報伝達する登山者の把握

- 情報伝達する登山者を把握するため、北海道警察と連携して、登山計画書の提出に向けた取組を推進する。

なお、提出方法は以下のとおりである。

- 北海道警察ホームページ、北海道警察旭川方面本部地域課へ FAX、富良野警察署、その他各警察署・交番で直接提出を受け付けている。
- 北海道警察が協定を結んでいる、公益社団法人日本山岳ガイド協会が運営するサイト「Compass」からも、登山届を提出することができる。
- また、望岳台等、登山道口に設置されている「入山届ファイル」へ記入することで登山・入山していることを知らせることができる。

- ・ 関係機関での情報共有について検討する。

→関係機関：市町、警察、消防、山岳遭難防止対策協議会 等

(5) 住民への情報伝達

- ・ 避難等に関する情報や火山活動状況、施設の復旧状況等に応じた生活に関わる支援情報など住民が必要とする情報は多岐に及ぶ。また、火山活動そのものが時間経過とともに変化し、噴火に伴う現象も多岐に及ぶことから、各段階に応じた情報を確実に伝達・広報し、今後の見通しなどもできる限り知らせることが必要である。
- ・ 特に緊急性の高い避難等の情報伝達体制及び伝達手段を整理する。

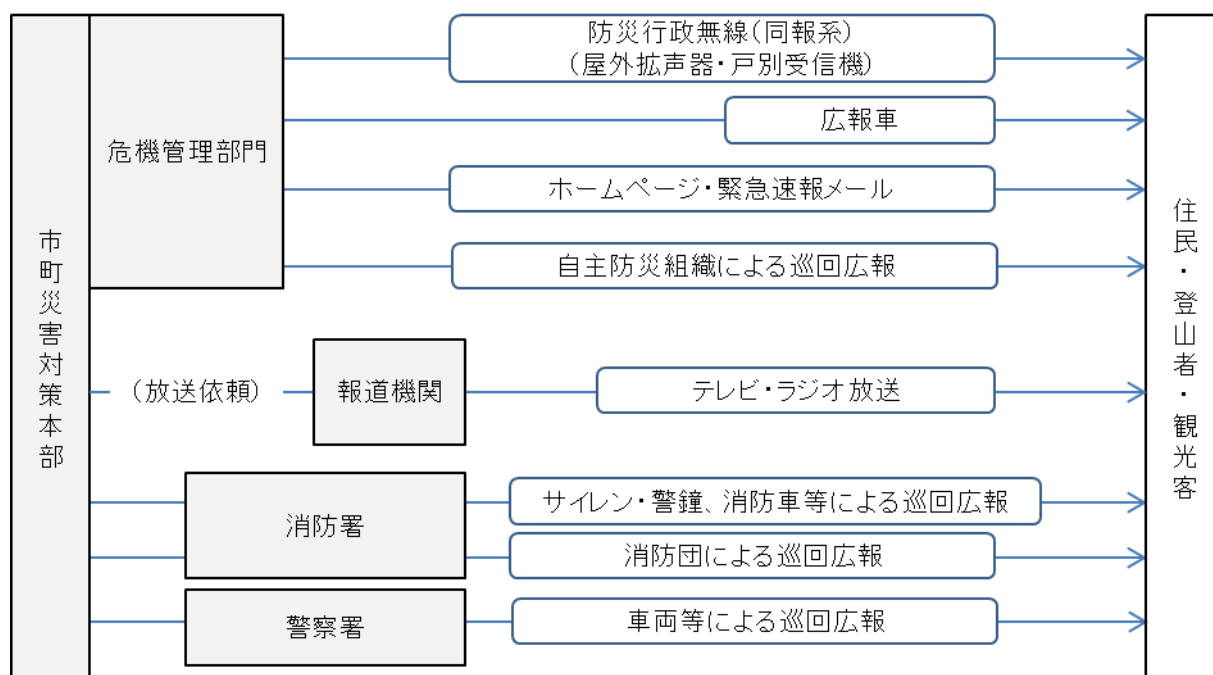


図7 避難等の情報伝達体制及び伝達手段

(6) 要配慮者への情報伝達

- 要配慮者は、避難等の行動において、即座に対応することが困難であるため、一般住民より早めに情報伝達することが必要なことから、特に一人暮らしの高齢者や聴覚・視覚障害者等には、確実に一人一人に情報を伝える必要がある。
- 特に、避難行動要支援者は、避難行動要支援者名簿を活用しつつ、対応にあたる。
- 十勝岳周辺に存在する社会福祉施設等の要配慮者施設に関しては、市町等から各施設に対して、緊急速報メール配信等を確実に実施する。
- また、在宅の要配慮者に対しては、広報車や防災行政無線による情報伝達だけでは十分に伝わらないことが考えられ、自主防災組織等による個別の情報伝達やTV・ラジオ等のメディアを活用する等の支援を図る。

表6 影響範囲に位置する福祉施設一覧

施設名	所在地	電話番号
小規模多機能型居宅介護事業所 ふくしん	上富良野町泉町2丁目4番15号	0167-45-3506
コミュニティプラザ中茶屋	上富良野町錦町2丁目3番28号	0167-45-2627
認知症グループホームほーふ ^o	上富良野町宮町4丁目69番66号	0167-39-4588
ヒューマンインターフェース (株)	上富良野町宮町4丁目69番77号	0167-39-4545
多機能型事業所 なないろニカラ	上富良野町宮町1丁目1番14号	0167-45-6208
軽費老人ホーム ハイムいしずえ	上富良野町大町2丁目6番3号	0167-39-4055
デイサービスセンターみかん	上富良野町大町2丁目8番4号	0167-45-2256
介護老人保健施設上富良野	上富良野町大町3丁目2番15号	0167-45-3171
上富良野町子どもセンター	上富良野町大町3丁目2番22号	0167-45-6501
美瑛慈光園	美瑛町南町4丁目4番18号	0166-92-4111
有料老人ホームびえいの郷	美瑛町大町2丁目5番28号	0166-92-7700
美瑛町老人保健施設ほの香	美瑛町東町3丁目1番1号	0166-92-1511
小規模多機能施設 地域サ ポートセンター 橙	美瑛町南町1丁目	0166-92-0740
グループホーム 虹	美瑛町南町3丁目3番8号	0166-92-2630
小規模デイサービスセンタ ーあすか	美瑛町栄町3丁目4番32号	0166-92-5678
美瑛デイセンターすずらん	美瑛町南町5丁目	0166-68-7155
アトリエ・トムテ	美瑛町美沢美生	0166-92-0851
グループホーム 丘のガー デン	美瑛町北町3丁目346番1	0166-92-1011
にこにこファクトリー	美瑛町栄町3丁目1番8号	0166-92-5277

(7) 避難促進施設との情報伝達体制

① 平時の体制

- 避難促進施設との間で、平時から、火山の活動状況や市町の活動状況などについて、情報共有を図る。

② 噴火警報や臨時の火山の状況に関する解説情報等発表時の情報伝達体制

- 市町は、噴火警報や臨時の火山の状況に関する解説情報等が発表された場合、地区一体となって避難確保計画を作成している地区については代表施設、それ以外は各避難促進施設に、情報・警報が発表されたことを電話やFAX、防災行政無線等を用いて、確実に情報の伝達を行う。

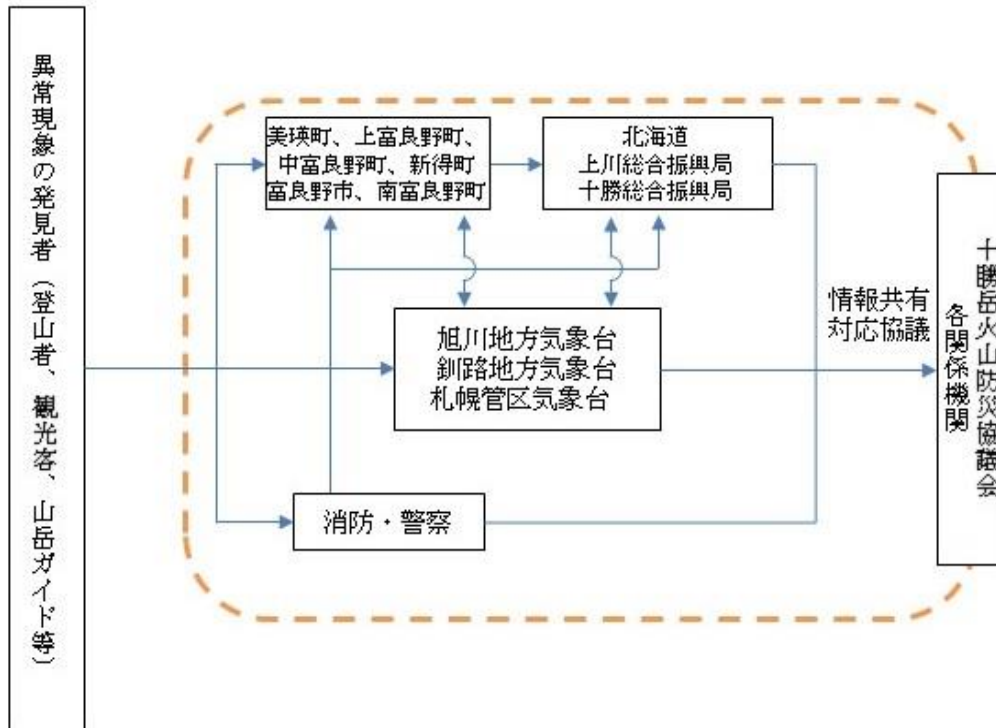
(8) 異常現象の通報と情報共有体制

- 道、市町は、火山周辺において井戸水の変化、噴気の発生などの異常が発見された場合、市町、气象台、消防本部・消防署、警察署・交番等へ通報するよう、平常時から住民及び登山者等に周知を図る。
- 十勝岳では、以下の異常現象が考えられる。

目に見える現象：噴気の異常、赤熱現象、鳴動、溶融硫黄の噴出、溶融硫黄の沼の発生、変色域の拡大、亀裂、泥水の噴出、河川の濁り 等
観測機器からわかる現象：火山性地震、火山性微動の発生・増加、噴気の発生・増加、地表温度上昇、地殻変動、発光現象

- 市町、消防本部・消防署、警察署・交番は、住民及び観光客・登山者、山岳ガイド等からの通報があった場合には、これを受理し、集約して道・市町・气象台へ伝達する。
- 道・市町は、必要に応じて、十勝岳火山防災協議会（幹事会等）を開催し、各関係機関との情報共有や対応策の検討を行う。
- 气象台は、異常現象の発見者から直接通報があった場合は、協議会に所属している道・市町および関係機関と情報を共有する。

図8 異常現象の通報伝達体制図

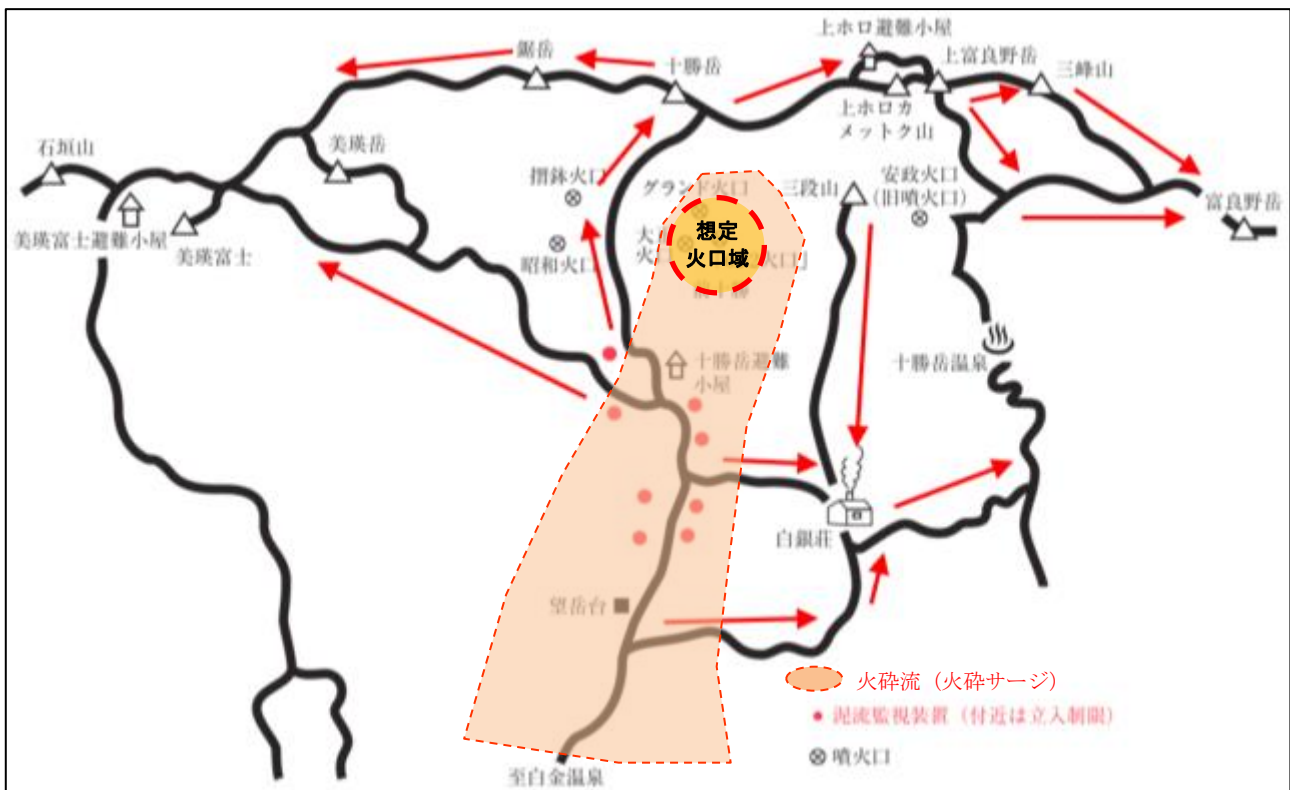


6. 入山規制と登山者・観光客対応

(1) 突発的に噴火した場合

① 登山者等の避難(緊急下山)

- 突発的に噴火した場合、登山者に対して市町は、噴石等から身を守るために直ちに「火口から離れる」、「岩陰などの身を隠せる場所に避難する」、緊急的に「建物内に入る」、「建物内のより安全な場所へ移動する」、「より安全な別の建物へ移動する」などの『緊急退避』の実施を、さまざまな情報伝達手段を用いて呼びかける。
- 市町は、緊急退避後の避難(緊急下山)について、火山の状況などを踏まえ、協議会で協議し、指示するものとする。
- 避難(緊急下山)に際して、警察、消防、自衛隊等、関係機関に協力を要請し、安全に十分配慮しながら避難誘導、救護活動を実施するものとする。
- 避難(緊急下山)ルートについては、噴火口や風向きを考慮し、火口を避けるように、美瑛富士方向又は、富良野市、新得町の方への避難(緊急下山)ルートとする。
- 避難(緊急下山)ルートを下記の図に示す。



[道北地方山岳遭難防止対策協議会発行「登山ガイド2015」に一部加筆]

図9 避難(緊急下山)ルート

② 登山者等への救護活動

- 噴石・火山灰・火山ガス等によって、避難・下山途中に負傷した場合に備えて、応急処置や救急車の待機ポイントについて検討しておく。
- 緊急搬送が必要な場合において、火山の活動状況や気象条件によっては、山頂付近でのへ

リコプターによる救出活動は困難な場合があると考えられるため、あらかじめ入山規制内での救急車や警察車両等による救助・救出について検討しておく。

- 市町は、各市町にある登山口に職員を派遣するとともに、登山者が、避難（緊急下山）してくることを考え、バス等の輸送手段の準備をしておく。

③ 救助等におけるヘリコプターの運用


- 救助におけるヘリコプター運用は、火山の活動状況や気象条件に大きく左右される。道、市町は、運用の適否や重要度を考慮して、ヘリコプターを装備している道・警察・自衛隊等と緊密に連携して、その運用を図る。
- ヘリコプターを装備している機関は以下の通りである。



北海道（防災）、北海道警察、陸上自衛隊、航空自衛隊、旭川赤十字病院

表7 ヘリコプター離発着場リスト

No.	管轄	施設名	住所	広さ(面積)	電話番号
1	美瑛町	美瑛小学校グラウンド	美瑛町西町2丁目		0166-92-4316
2		美瑛中学校グラウンド	美瑛町字美瑛原野4線		0166-92-4316
3		美瑛高等学校グラウンド	美瑛町旭町1丁目		0166-92-4316
4		丸山運動公園陸上競技場	美瑛町丸山2丁目		0166-92-4316
5		丸山球場	美瑛町丸山2丁目		0166-92-4316
6		十勝岳火山砂防情報センター	美瑛町字白金		0166-92-4316
7		大雪青少年交流の家敷地	美瑛町字白金		0166-92-4316
8		白金牧場	美瑛町字白金		0166-92-4316
9		美沢小学校グラウンド	美瑛町字美沢中央		0166-92-4316
10		美瑛グライダー滑空場	美瑛町字美沢美生		0166-92-4316
11	上富良野町	上富良野駐屯地ヘリポート	上富良野町南町4丁目	180×100m	0167-45-3101
12		上富良野西小学校グラウンド	上富良野町扇町3丁目	100×116m	0167-45-2577
13		上富良野小学校グラウンド	上富良野町宮町1丁目3番13号	20×110m	0167-45-2052
14		上富良野中学校グラウンド	上富良野町旭町1丁目1番5号	142×110m	0167-45-2072
15		上富良野高校グラウンド	上富良野町東町3丁目	124×138m	0167-45-2524
16		上富良野東中小学校グラウンド	上富良野町東8線北18号	74×100m	0167-45-9653
17		草分防災センター	上富良野町西3線北28号	80×80m	0167-45-9804
18		泉栄防災センター	上富良野町泉町1丁目5番1号	45×80m	0167-45-6346
19		旧江幌小学校	上富良野町西9線北29号	60×40m	0167-45-6980
20		清富多世代交流センター	上富良野町松井牧場	60×40m	0167-45-5511
21		深山峠アートパーク	上富良野町西8線北33号深山峠	70×55m	0167-45-6667
22		十勝岳温泉避難広場	上富良野町吹上地区	100×50m	0167-45-3251
23		富原運動公園	上富良野町丘町	140×183m	0167-45-5511
24		多田分屯地グラウンド	上富良野町	65×63m	0167-45-4411
25		多田スポット	上富良野町	18×20m	0167-45-3101
26		多田着陸場	上富良野町	400×50m	0167-45-3101
27	中富良野町	中富良野中学校グラウンド	中富良野町南町9番19号	140×70m	0167-44-2061
28		中富良野小学校グラウンド	中富良野町北町8番8号	140×70m	0167-44-2417
29		西中小学校グラウンド	中富良野町東1線北18号	60×60m	0167-44-2062
30		字文小学校グラウンド	中富良野町東4線北7号	80×80m	0167-44-2881
31		旭中小学校グラウンド	中富良野町東9線北12号	90×90m	0167-44-2790
32	富良野市	富良野市河川球場	富良野市弥生町6番地先		0167-39-2300
33	新得町	新得小学校グラウンド	新得町西2条北1丁目	14,876 m ²	0156-64-5449
34		屈足南小学校グラウンド	新得町屈足柏町2丁目	15,537 m ²	0156-65-2049
35		富村牛小中学校グラウンド	新得町字屈足トムラウシ	8,612 m ²	0156-65-3064
36		新得中学校グラウンド	新得町西2線47番地	12,844 m ²	0156-64-5621
37		新得高等学校グラウンド	新得町西2条南7丁目	25,681 m ²	0156-64-5331
38		新得町運動公園	新得町5条南5丁目	18,750 m ²	0156-64-0532
39		屈足公園	新得町屈足旭町東2丁目	10,000 m ²	0156-64-0532
40		農道離着陸場	新得町字上佐幌東1線14番地	55,200 m ²	0156-64-0525
41		チカベツ牧草地	新得町字屈足トムラウシ	50,000 m ²	0156-64-0525

表8 噴火警報・噴火警戒レベルと規制実施の対応

噴火警報・ 噴火警戒レベル	規制範囲・規制箇所（施設）	規制方法
<p>【噴火予報】 噴火警戒レベル1 「活火山であることに留意」</p>	<p>「62-2 火口」の活発化に伴い、前十勝を経由する旧登山道火口周辺立入規制を実施している。</p> 	<p>〈美瑛町〉 進入防止策として、旧登山道の分岐点等にトラロープを設置</p>

噴火警報・ 噴火警戒レベル	規制範囲・規制箇所（施設）	規制方法
「火口周辺規制」 噴火警戒レベル2（概ね1km立入規制の場合） 【火口周辺警報】	十勝岳避難小屋から十勝岳山頂までの登山道及びグラウンド火口周辺に立入規制を実施する。 	〈美瑛町、上富良野町〉 登山道の閉鎖、分岐点にバリケード設置 各登山道入口に看板等で立ち入り規制されている登山道の状況を周知
「火口周辺規制」 噴火警戒レベル2（概ね1.5km立入規制の場合） 【火口周辺警報】	吹上温泉登山口から三段山山頂まで、十勝岳避難小屋、美瑛岳稜線分岐、十勝岳温泉分岐、新得町側登山口のそれぞれ登山道から十勝岳山頂まで、立入規制を実施する。 	〈美瑛町、上富良野町、富良野市、新得町〉 登山道の閉鎖、分岐点にバリケード設置 各登山道入口に看板等で立ち入り規制されている登山道の状況を周知

噴火警報・ 噴火警戒レベル	規制範囲・規制箇所（施設）	規制方法
噴火警戒レベル3 「入山規制」 【火口周辺警報】 （概ね3kmの立入規制）	<p>白金温泉望岳台登山口、美瑛富士避難小屋分岐、吹上温泉登山口、十勝岳温泉登山口、十勝岳温泉分岐、新得町側登山口のそれぞれ登山道から十勝岳山頂まで、立入規制を実施する。</p> 	<p>〈美瑛町、上富良野町、富良野市、新得町〉 登山道の閉鎖、分岐点にバリケード設置</p>

7. 住民の避難対応

(1) 住民避難の基本的な考え方

- 住民等への避難情報は、火山現象による影響範囲に対し、その活動の推移に応じた段階的な避難情報の発令を基本とし、市町長が、噴火警戒レベルの引上げに伴い、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）を発令して、避難を実施することを基本とする。
- なお、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）の発令に際しては、市町の地域防災計画の発令基準に従うとともに、突発的な噴火などの時間に猶予がない場合を除き、事前に協議会で協議を行い、火山専門家の知見や助言を受けて市町長が判断するものとする。ただし、火山活動の状況に応じて、市町長が、避難が必要と判断した場合は、この限りではない。
- 火山現象の規模・期間は、事前の予測が困難であることから、避難情報の発表にあたっては生命身体の安全を第一に広範囲に避難対象地区を設定し、その後、状況に応じて安全が確認された避難対象地区から縮小していくこととする。
- また、必要に応じて、警戒区域を設定し、住民の立ち入りを制限するとともに、安全の確保に努めるものとする。

(2) 避難の方法

- 住民の避難は、原則として徒歩や自家用車で、指定避難所までの避難を行うこととする。また、自家用車で避難する際は、近隣の住民と乗り合いで避難を行うとともに、近隣の住民と助け合いながら実施するものとする。
- 自家用車等がなく、避難が困難な場合は、あらかじめ指定した緊急指定避難場所や近くの安全な丘等に徒歩等で避難し、市町が用意したバス等で指定避難所へ移動する。

(3) 突発的に噴火した場合

- 美瑛町と上富良野町の避難対象地区については、規模の大きな噴火や積雪期に噴火が発生した場合には、融雪型火山泥流や火砕流が到達するまでの時間が短いことから、近くの安全な丘や堅牢な建物に緊急退避を行うものとする。
- それ以外の避難対象地区については、原則、指定避難所までの避難を実施することとする。なお、噴火の状況等により、緊急退避が必要となる場合もある。
- 緊急避難後は、市町の指示に従い、指定避難所まで、徒歩や自家用車等で避難を行うものとする。自家用車等の避難手段がない場合は、市町が用意したバス等で指定避難所へ避難する。

表9 突発的に噴火した場合の避難対応

火山活動の状況と 噴火警戒レベル	防災体制	避難対象地区と対応
突発的な噴火の発生 噴火警戒レベルの引き上げ例 「レベル2→5」 「レベル3→5」 等	道：【災害対策本部又は災害 対策連絡本部】 美瑛町、上富良野町、 中富良野町、富良野市、 南富良野町： 【災害対策本部】 新得町：【第1非常配備】	・美瑛町、上富良野町の避難 対象地区は全ての地区で、 緊急退避を実施する。 ・中富良野町、富良野市の避 難対象地区は、指定避難所 への退避を実施する。

※詳しい避難対象地区と避難先については、別紙「避難対象地区と指定避難所」の表を参照

(4) 噴火警報発表によって避難が必要となった場合

① 避難準備・高齢者等避難開始

- 噴火警報の発表によって、噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合、市町は、避難対象地区の住民に対して、避難準備・高齢者等避難開始を発表する。また、避難所の開設の準備や避難手段の確保に努める（要配慮者は避難なので、避難所の開設が必要）。
- 住民は、避難準備・高齢者等避難開始が発表された場合、避難に備え、非常用持出品などを準備し、火山活動の状況、市町や気象台から発表される情報に注意する。
- なお、この段階における避難は、自主避難を基本とするが、市町は、避難行動要支援者が避難することを考慮し、避難誘導を必要に応じて行い、避難所を開設するものとする。

② 避難勧告・避難指示(緊急)

- 噴火警報の発表によって、噴火警戒レベル5に引き上げられた場合、市町は、避難対象地区の住民に対して、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する。また、指定避難所を開設するとともに、避難誘導及び避難支援を行う。
- 住民は、避難勧告又は避難指示（緊急）が発令された場合、あらかじめ定められた指定避難所に避難を実施する。
- 避難手段については、徒歩や自家用車等で避難を行うものとする。ただし、自家用車等の避難手段がない場合は、市町が用意したバス等で指定避難所へ避難することとする。
- 次の図に、避難対象地区と対応について整理する。

表 10 噴火警報発表によって避難が必要になった場合の避難対応

火山活動の状況と 噴火警戒レベル	防災体制	避難対象地区と対応
噴火警戒レベルの レベル4の場合	道：【災害対策本部又は災害 対策連絡本部】 美瑛町、上富良野町、 中富良野町、富良野市、 南富良野町： 【災害対策本部】 新得町：【第1非常配備】	・美瑛町、上富良野町、中 富良野町、富良野市の避 難対象地区に、避難準 備・高齢者等避難開始を 発表し、避難所の開設準 備等を実施する。
噴火警戒レベルの レベル5の場合	道：【災害対策本部】 美瑛町、上富良野町、 中富良野町、富良野市、 南富良野町、新得町： 【災害対策本部】	・美瑛町、上富良野町、中 富良野町、富良野市の避 難対象地区に、避難勸 告・避難指示（緊急）を 発表し、避難所の開設と 避難誘導、避難支援を実 施する。

※詳しい避難対象地区と避難先については、別紙「避難対象地区と指定避難所」の表を参照

(5) 避難対象地区と指定避難所

- ・避難対象地区と緊急退避場所、指定避難所、避難所までのルート、手段等を表にまとめる。
- ・指定避難所の開設及び運営等については、市町の地域防災計画等に従うものとする。

※バスは大型バスで45人乗りを想定

※自動車・バスでの移動速度は30km/hと想定

※徒歩での移動は4km/hと想定

※人口は市町調べまたは、平成22年国勢調査より

8. 避難促進施設での対応と連携

(1) 避難促進施設における避難の基本的な考え方

- 避難促進施設内もしくは地区内の緊急退避は、基本的に避難確保計画に基づき、施設が対応し、規制範囲外への避難の可否や実施時期については、協議会等の協議を踏まえ市町が、施設等に指示をする。
- 緊急退避後の避難先や避難ルートについては、あらかじめ施設と協議し定めておく。
- 施設の利用者等の規制範囲外への避難誘導については、市町は、施設と連携し、警察等の協力も得て実施するものとする。

(2) 突発的に噴火した場合

①情報収集・伝達

- 市町は、噴火発生の通報を施設から受けた場合、速やかに气象台に通報する。
- 市町は、气象台等の機関から噴火発生の連絡を受けた場合、速やかに避難促進施設に伝達する。
- 市町は、噴火警戒レベルの引上げについて、避難促進施設と共有する。
- 市町は、防災行政無線、緊急速報メール等により登山者・観光客に広報を行う。また、必要に応じて、国や道に、ヘリコプターでの広報を要請する。
- 市町は、施設と継続して連絡をとり、利用者等の緊急退避状況などを把握する。情報共有を行う主な内容は以下のとおりとする。
 - 現在の火山活動の状況
 - 利用者等の避難状況、被災状況
 - 施設及び周辺の被害状況
 - 气象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など
 - 規制範囲外への避難の実施
 - 交通機関の運行状況や道路状況に関する情報
- 市町は、情報収集・伝達のため、各施設（もしくは地区の代表施設）との情報連絡の窓口を一本化する

②避難誘導対応

(ア) 市町の対応

- 市町は、各施設における利用者等の緊急退避状況を確認する。
- 市町は、協議会もしくは合同会議等で、火山の活動状況等を踏まえ、施設の規制範囲外への避難の可否について協議を行う。
- 市町は、協議会もしくは合同会議等における施設利用者等の規制範囲外の避難の実施時期の協議結果を踏まえ、該当する施設（地区一体の場合は、代表施設）と協議し避難実施について調整する。

(イ) 避難手段の確保

- 市町は、利用者等の避難において、施設から輸送手段確保の依頼があった場合には、その対象者数、バス等の必要台数を確認し、施設を対象とした輸送計画をたて、輸送手段の提供機関に出動要請を行う。輸送機関については、本計画「7. 住民の避難対応（5）避難対象地区と指定避難所」を参照することとする。
- 自衛隊への輸送車両等の派遣要請は、道を通じて行う。

(ウ) 規制範囲外への避難

- 市町は、あらかじめ定めていた施設からの避難ルートについて、道路管理者や所轄の警察署等から情報収集し、その安全性について確認する。必要に応じて代替（避難）ルートを設定する。
 - 市町は、施設に対して、避難ルート及び避難先について指示する。
 - 市町は、道路管理者及び所轄の警察署に、避難ルートとなる道路の一般車両の通行禁止（流入禁止）措置等の要請を行う。
 - 市町は、道路管理者や所轄の警察署等の協力を得て、あらかじめ定めた要所において利用者等の避難誘導を行う。
- ※ 今後、避難促進施設を指定後に、各施設と協議し、詳細な避難方法や避難ルート等の決定を行うものとする。

(3) 噴火警報発表によって避難が必要となった場合

① 情報収集・伝達

- 市町は、噴火警戒レベルが引き上げられた場合、速やかに避難促進施設に伝達する。
- 市町は、防災行政無線、緊急速報メール等により登山者・観光客に広報を行う。
- 市町は、施設と継続して連絡をとり、利用者等の退避状況などを把握する。情報共有を行う主な内容は以下のとおりとする。
 - 現在の火山活動の状況
 - 利用者等の避難状況、被災状況
 - 施設及び周辺の被害状況
 - 气象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など
 - 規制範囲外への避難の実施
 - 交通機関の運行状況や道路状況に関する情報
- 市町は、情報収集・伝達のため、各施設（もしくは地区の代表施設）との情報連絡の窓口を一本化する。

② 避難誘導対応

(ア) 市町の対応

- 市町は、各施設における利用者等の状況を確認する。
- 市町は、協議会もしくは合同会議等で、火山の活動状況等を踏まえ、施設の規制範囲外への避難の可否について協議を行う。

- 市町は、協議会もしくは合同会議等における施設利用者等の規制範囲外の避難の実施時期の協議結果を踏まえ、該当する施設（地区一体の場合は、代表施設）と協議し避難実施について調整する。

(イ) 避難手段の確保

- 市町は、利用者等の避難において、施設から輸送手段確保の依頼があった場合には、その対象者数、バス等の必要台数を確認し、施設を対象とした輸送計画をたて、輸送手段の提供機関に出動要請を行う。輸送機関については、本計画「7. 住民の避難対応（5）避難対象地区と指定避難所」を参照することとする。
- 自衛隊への輸送車両等の派遣要請は、道を通じて行う。

(ウ) 規制範囲外への避難

- 市町は、あらかじめ定めていた施設からの避難ルートについて、道路管理者や所轄の警察署等から情報収集し、その安全性について確認する。必要に応じて代替（避難）ルートを設定する。
- 市町は、施設に対して、避難ルート及び避難先について指示する。
- 市町は、道路管理者及び所轄の警察署に、避難ルートとなる道路の一般車両の通行禁止（流入禁止）措置等の要請を行う。
- 市町は、道路管理者や所轄の警察署等の協力を得て、あらかじめ定めた要所において利用者等の避難誘導を行う。

※ 今後、避難促進施設を指定後に、各施設と協議し、詳細な避難方法や避難ルート等の決定を行うものとする。

(4) 臨時の火山の状況に関する解説情報が発表された場合

① 情報収集・伝達

- 市町は、発表された情報を速やかに避難促進施設に伝達する。
- 市町は、防災行政無線、緊急速報メール等で登山者に下山を呼びかける。
- 市町は、避難促進施設と継続して連絡をとり、利用者等の状況などを把握する。情報共有を行う主な内容は以下のとおり。
 - 現在の火山活動の状況
 - 利用者等の状況
 - 交通機関情報、道路状況
 - 気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など

② 市町の対応

- 協議会（幹事会）を開催し、規制の実施等について検討する。
- 市町は、登山の一部規制を実施する場合、必要な措置をとる。

9. 要配慮者の避難対応

- 高齢者や障がい者等の要配慮者は、避難準備・高齢者等避難開始が発表された場合は速やかに避難を開始するものとする。
- また、要配慮者のなかでも、避難行動に必要な情報の把握が困難で、自らの行動等に制約のある避難行動要支援者については、避難準備から避難後の生活までの各段階において、行政とその家族、身近にいる住民、自主防災組織、関係団体等が協力してきめ細やかな支援策を講ずる必要がある。
- このため、各市町の地域防災計画ならびに避難行動要支援者支援計画等に基づき、適切に支援等を行うことができる体制を確立するよう努めるものとする。

10. 避難手段

- 避難手段は、緊急退避の場合、徒歩又は自家用車で行う。指定避難所への避難の場合、徒歩、自家用車等の各自の手段で行う。指定緊急避難場所からの集団避難はバスを利用する。また、噴火が切迫している場合など必要に応じて、自衛隊にヘリコプターや車両での輸送を依頼する。
- 市町は、必要台数を決定しバス事業者に要請を行う。(バス事業者等との事前協定促進)
- 市町は、避難対象地区を踏まえ、バスの集結場所をあらかじめ定めておく。
- バスの台数が不足し、また出動が間に合わないなどの事態が発生し、市町外のバス事業者への要請が必要となった場合には、市町等で調整・依頼する。
- あらかじめ定めた避難ルートについて、輸送路として利用の適否について確認する。避難ルートが被災している場合は、代替ルート及び代替輸送手段を確保する。

表 1 1 輸送公共機関リスト

自治体	所有台数	輸送能力
美瑛町	15	545
上富良野町	4	120
中富良野町	6	208
富良野市	6	206
新得町	3	126

11. 実践的な計画とするための方策

(1) 実践的な避難計画に向けた取組

- 策定された避難計画は、今後、火山防災協議会等の関係機関や住民が参加する訓練、図上演習等を通じて継続的に見直しを行うことで、より実践的な計画を目指していく。

(2) 訓練・演習等の実施

- 火山防災協議会のメンバーは、火山防災訓練を行うとともに、突発的な噴火や、登山者や

旅行者も想定した訓練も実施し、その際には、宿泊施設、観光施設、交通機関等の訓練への参加についても推進していく。

- また、訓練により明らかとなった課題等については、避難計画に反映させる等、火山防災対策の充実を継続的に実施していく。

(3) 住民等への啓発活動

- 道、市町は、火山防災マップ・パンフレット等の作成を行い、住民への配布や説明の機会を通じて地域住民の火山防災の意識高揚を図るとともに、地域における自主防災組織や防災リーダーを育成するなどの取組を継続的に実施する。
- 道、市町は、観光関係団体と連携協力し、十勝岳を訪れる旅行者に対して火山に関する理解度の向上を図る。例えば、旅行に関する事前説明や、バスの中でのガイドによる説明など、旅行業者や交通事業者を通じた啓発も有効であると考えられる。これらの事業者に対する研修会の開催や、これらの事業者が旅行者へ説明する際のパンフレット等の作成に協力する等、旅行業者や交通事業者と連携した取組を推進する。

12. 検討体制と経緯

(1) 検討体制

- 避難計画の具体的な検討の場として、十勝岳火山防災協議会を主体に、上川総合振興局、各市町、防災関係機関等の担当者を中心に、作業担当として、内閣府の支援業務を受託している（株）社会安全研究所（RISS）を加えた検討体制を構築し、検討作業を進めた。

(2) 検討の経緯

- 避難計画（案）の策定を進めるにあたり、計画検討体制のメンバーとの打合せや協議・ヒアリングを合計 8 回行った。このほか、(株)社会安全研究所と各機関の担当者による現地調査を実施し、十勝岳の地形や市町の状況などの把握に努めた。
- また、これ以外に電話や電子メールでの、協議、資料提供・作成、意見聴取等を行い、避難計画（案）の策定を進めた。

市町名	No.	避難対象地区名 (地図からの抜出)	避難対象地区名	人口	世帯	指定緊急退避場所 (一時集合場所)		避難手段等		避難先 までの 所要時間	避難先		
						施設名	最遠地からの 所要時間(徒歩)	必要台数等の 目安(大型バス の場合)	移動手段等		避難ルート	施設名	収容力
上富良野町	1	日新	日新	24	6	新井牧場 白井地先	7'	1		12'	日新～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	2	日新	日新	3	2	細野農場 菊地地先	8'	0		12'	日新～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	3	日新	日新	3	1	清富多世代交流センター	30'	0		18'	日新～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	4	草分	草分	4	2	西2線北31号一色地先(南)	7'	0		12'	草分～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	5	草分	草分	16	5	西2線北31号一色地先(北)	8'	0		12'	草分～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	6	草分	草分	10	5	西3線北30号広川地先	7'	0		12'	草分～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	7	草分	草分	18	6	西4線北31号及川地先	7'	0		12'	草分～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	8	草分	草分	33	14	西5線北29号伊藤地先	8'	1		12'	草分～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	9	草分	草分	31	11	西5線北27号加藤地先	7'	1		12'	草分～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	10	草分	草分	5	2	パティースリーメルシー地先	7'	0		12'	草分～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	11	草分	草分	30	12	直接指定避難所へ避難	7'	1		1'	草分～草分1会館	草分1会館	30
上富良野町	12	草分	草分	157	72	直接指定避難所へ避難	8'	3		1'	草分～草分防災センター	草分防災センター	350
上富良野町	13	泉町1丁目	泉町1丁目	183	86	直接指定避難所へ避難	7'	4		1'	泉町1丁目～泉栄防災センター	泉栄防災センター	400
上富良野町	14	泉町2丁目	泉町2丁目	292	113	直接指定避難所へ避難	12'	6		2'	泉町2丁目～上富良野西小学校	上富良野西小学校	1,900
上富良野町	15	泉町3丁目	泉町3丁目	108	49	直接指定避難所へ避難	8'	2		1'	泉町3丁目～上富良野西小学校	上富良野西小学校	1,900
上富良野町	16	扇町	扇町	242	125	直接指定避難所へ避難	7'	5		1'	扇町～西小学校	上富良野西小学校	1,900
上富良野町	17	北町	北町	153	75	直接指定避難所へ避難	8'	3		1'	北町～西小学校	上富良野西小学校	1,900
上富良野町	18	大町1丁目	大町1丁目	282	102	直接指定避難所へ避難	8'	6		1'	大町1丁目～上富良野小学校	上富良野小学校	2,350
上富良野町	19	大町2丁目	大町2丁目	209	106	直接指定避難所へ避難	7'	5		1'	大町2丁目～保健福祉総合センター	保健福祉総合センター	400
上富良野町	20	大町3丁目	大町3丁目	121	61	直接指定避難所へ避難	7'	3		1'	大町3丁目～上富良野町役場	上富良野町役場	400
上富良野町	21	大町4～5丁目	大町4～5丁目	26	13	直接指定避難所へ避難	7'	1		1'	大町4・5丁目～子どもセンター	子どもセンター	600
上富良野町	22	錦町	錦町	242	78	直接指定避難所へ避難	7'	5		1'	錦町～セントラルプラザ	セントラルプラザ	750
上富良野町	23	栄町1丁目	栄町1丁目	22	13	直接指定避難所へ避難	8'	0		1'	栄町1丁目～ふらの農協 上富良野支所	ふらの農協 上富良野支所	1,400
上富良野町	24	栄町2丁目	栄町2丁目	168	87	直接指定避難所へ避難	7'	4		1'	栄町2丁目～ふらの農協 上富良野支所	ふらの農協 上富良野支所	1,400
上富良野町	25	栄町3丁目	栄町3丁目	65	33	直接指定避難所へ避難	3'	1		30"	栄町3丁目～高田幼稚園	高田幼稚園	600
上富良野町	26	島津一西	島津1	6	2	西3線北25号高橋地先	3'	0		5'	島津～土の館	土の館	100
上富良野町	27	島津一西	島津1	5	2	西3線北26号小原地先	3'	0		5'	島津～土の館	土の館	100
上富良野町	28	島津(島津一西以外)	島津1～3	159	55	西2線北21号北川地先	20'	4		8'	島津～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	29	島津4～6	島津4～7	65	30	直接指定避難所へ避難	30'	1		6'	島津～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	30	中町1丁目	中町1丁目	60	31	直接指定避難所へ避難	4'	1		30"	中町1丁目～セントラルプラザ	セントラルプラザ	750
上富良野町	31	中町2丁目	中町2丁目	81	31	直接指定避難所へ避難	6'	2		1'	中町2丁目～セントラルプラザ	セントラルプラザ	750
上富良野町	32	中町3丁目	中町3丁目	130	59	直接指定避難所へ避難	8'	3		1'	中町3丁目～高田幼稚園	高田幼稚園	600
上富良野町	33	富町北	富町1～2丁目	260	117	直接指定避難所へ避難	8'	6		1'	富町北～上富良野公民館	上富良野公民館	260
上富良野町	34	富町南	富町2～3丁目	317	143	直接指定避難所へ避難	8'	7		1'	富町南～子どもセンター	子どもセンター	600
上富良野町	35	西町1丁目	西町1丁目	26	11	直接指定避難所へ避難	6'	1		30"	西町1丁目～明憲寺	明憲寺	220

市町名	No.	避難対象地区名 (地図からの抜出)	避難対象地区名	人口	世帯	指定緊急退避場所 (一時集合場所)		避難手段等		避難先 までの 所要時間	避難ルート	避難先	
						施設名	最遠地からの 所要時間(徒歩)	必要台数等の 目安(大型バス の場合)	移動手段等			施設名	収容力
上富良野町	36	西町2丁目	西町2丁目	149	79	直接指定避難所へ避難	10'	3	原則、徒歩又は自家用車 移動手段がない場合は、 上富良野町、陸上自衛 隊、警察、消防等の車両	2'	西町2丁目～ホップス	ホップス	100
上富良野町	37	西町3丁目	西町3丁目	107	50	直接指定避難所へ避難	8'	2		1'	西町3丁目～明憲寺	明憲寺	220
上富良野町	38	西町4丁目	西町4丁目	61	24	直接指定避難所へ避難	12'	1		2'	西町4丁目～土の館	土の館	100
上富良野町	39	光町1丁目	光町1丁目	41	22	直接指定避難所へ避難	8'	1		1'	光町1丁目～ラベンダーハイツ	ラベンダーハイツ	100
上富良野町	40	光町2丁目	光町2丁目	85	43	直接指定避難所へ避難	8'	2		1'	光町2丁目～明憲寺・土の館	明憲寺・土の館	200
上富良野町	41	光町3丁目	光町3丁目	2	1	直接指定避難所へ避難	6'	0		1'	光町3丁目～土の館	土の館	100
上富良野町	42	日の出第1	日の出	0	0	後藤純男美術館駐車場	5'	0		1'	日の出第1～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	43	日の出第1	日の出二	0	0	日の出公園	5'	0		1'	日の出第1～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	44	日の出第1	日の出三～四	34	15	直接指定避難所へ避難	5'	1		1'	日の出第1～日東会館	日東会館	210
上富良野町	45	日の出第1	日の出三	7	3	西1号線北29号橋本地先	6'	0		1'	日の出第1～日東会館	日東会館	210
上富良野町	46	日の出第2	日の出四	21	6	西1号線北29号内田地先	8'	0		4'	日の出第2～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	47	日の出第2	日の出四	4	2	西1号線北29号加藤地先	8'	0		4'	日の出第2～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	48	日の出第2	日の出五～七	27	12	西3線北26号小原地先	8'	1		4'	日の出第2～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	49	本町1丁目	本町1丁目	136	61	直接指定避難所へ避難	7'	3		1'	本町1丁目～上富良野小学校	上富良野小学校	2,350
上富良野町	50	本町2丁目	本町2丁目	49	23	直接指定避難所へ避難	7'	1		1'	本町2丁目～上富良野小学校	上富良野小学校	2,350
上富良野町	51	本町3丁目	本町3丁目	142	64	直接指定避難所へ避難	10'	3		2'	本町3丁目～上富良野小学校	上富良野小学校	2,350
上富良野町	52	本町4丁目	本町4丁目	320	163	直接指定避難所へ避難	12'	7		2'	本町4丁目～上富良野小学校	上富良野小学校	2,350
上富良野町	53	本町5丁目	本町5丁目	484	192	直接指定避難所へ避難	15'	11		3'	本町5丁目～上富良野小学校	上富良野小学校	2,350
上富良野町	54	本町6丁目	本町6丁目	31	11	直接指定避難所へ避難	3'	1		30"	本町6丁目～日東会館	日東会館	210
上富良野町	55	緑町1丁目	緑町1丁目	244	100	直接指定避難所へ避難	5'	5		1'	緑町1丁目～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	56	緑町2丁目	緑町2丁目	52	26	直接指定避難所へ避難	5'	1		1'	緑町2丁目～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	57	緑町3丁目	緑町3丁目	21	11	直接指定避難所へ避難	5'	0		1'	緑町3丁目～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	58	桜町2丁目	桜町2丁目	4	1	直接指定避難所へ避難	3'	0		30"	桜町2丁目～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	59	桜町3丁目	桜町3丁目	53	20	直接指定避難所へ避難	5'	1		1'	桜町3丁目～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	60	南町1丁目	南町1丁目	121	58	直接指定避難所へ避難	8'	3		1'	南町1丁目～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	61	南町2丁目	南町2丁目	70	23	直接指定避難所へ避難	8'	2		1'	南町2丁目～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	62	南町3丁目	南町3丁目	374	154	直接指定避難所へ避難	8'	8		1'	南町3丁目～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	63	宮町1丁目	宮町1丁目	113	54	直接指定避難所へ避難	6'	3		1'	宮町1丁目～上富良野中学校	上富良野中学校	2,300
上富良野町	64	宮町2丁目	宮町2丁目	342	161	直接指定避難所へ避難	7'	8		1'	宮町2丁目～上富良野中学校	上富良野中学校	2,300
上富良野町	65	宮町3丁目	宮町3丁目	365	163	直接指定避難所へ避難	10'	8		2'	宮町3丁目～上富良野中学校	上富良野中学校	2,300
上富良野町	66	宮町4丁目	宮町4丁目	118	47	直接指定避難所へ避難	12'	3		2'	宮町4丁目～上富良野中学校	上富良野中学校	2,300
上富良野町	67	宮町5丁目	宮町5丁目	65	45	直接指定避難所へ避難	15'	1		2'	宮町5丁目～上富良野中学校	上富良野中学校	2,300
上富良野町	68	宮町6丁目	宮町6丁目	2	1	直接指定避難所へ避難	15'	0		2'	宮町6丁目～上富良野中学校	上富良野中学校	2,300
上富良野町	69	旭町1丁目	旭町1丁目	119	57	直接指定避難所へ避難	3'	3		30"	旭町1丁目～上富良野中学校	上富良野中学校	2,300
上富良野町	70	旭町2丁目	旭町2丁目	245	99	直接指定避難所へ避難	5'	5		1'	旭町2丁目～上富良野中学校	上富良野中学校	2,300

市町名	No.	避難対象地区名 (地図からの抜出)	避難対象地区名	人口	世帯	指定緊急退避場所 (一時集合場所)		避難手段等		避難先 までの 所要時間	避難先		
						施設名	最遠地からの 所要時間(徒歩)	必要台数等の 目安(大型バス の場合)	移手段等		施設名	収容力	
上富良野町	71	旭町3丁目	旭町3丁目	162	84	直接指定避難所へ避難	7'	4		1'	旭町3丁目～上富良野中学校	上富良野中学校	2,300
上富良野町	72	旭町4丁目	旭町4丁目	96	49	直接指定避難所へ避難	5'	2		1'	旭町～上富良野高等学校	上富良野高等学校	1,853
上富良野町	73	旭町5丁目	旭町5丁目	6	2	直接指定避難所へ避難	7'	0		1'	旭町～上富良野高等学校	上富良野高等学校	1,853
上富良野町	74	東町1丁目	東町1丁目	105	50	直接指定避難所へ避難	7'	2		1'	東町1丁目～上富良野高等学校	上富良野高等学校	1,853
上富良野町	75	東町2丁目	東町2丁目	1	1	直接指定避難所へ避難	3'	0		30"	東町2丁目～上富良野高等学校	上富良野高等学校	1,853
上富良野町	76	東町3丁目	東町3丁目	59	29	直接指定避難所へ避難	3'	1		30"	東町3丁目～上富良野高等学校	上富良野高等学校	1,853
上富良野町	77	東町4丁目	東町4丁目	172	79	直接指定避難所へ避難	7'	4		1'	東町4丁目～上富良野高等学校	上富良野高等学校	1,853
上富良野町	78	東町5丁目	東町5丁目	140	57	直接指定避難所へ避難	8'	3		1'	東町5丁目～上富良野高等学校	上富良野高等学校	1,853
上富良野町	79	新町1丁目	新町1丁目	181	85	直接指定避難所へ避難	3'	4		30"	新町1丁目～上富良野中学校	上富良野中学校	2,300
上富良野町	80	新町2丁目	新町2丁目	58	26	直接指定避難所へ避難	5'	1		1'	新町2丁目～上富良野中学校	上富良野中学校	2,300
上富良野町	81	新町3丁目	新町3丁目	183	81	直接指定避難所へ避難	7'	4		1'	新町3丁目～上富良野中学校	上富良野中学校	2,300
上富良野町	82	新町4丁目	新町4丁目	261	113	直接指定避難所へ避難	5'	6		1'	新町4丁目～上富良野高等学校	上富良野高等学校	1,853
上富良野町	83	新町5丁目	新町5丁目	96	43	直接指定避難所へ避難	7'	2		1'	新町5丁目～上富良野高等学校	上富良野高等学校	1,853
上富良野町	84	丘町1丁目	丘町1丁目	264	123	直接指定避難所へ避難	10'	6		1'	丘町1丁目～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	85	丘町2丁目	丘町2丁目	17	12	直接指定避難所へ避難	12'	0		2'	丘町2丁目～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	86	向町1丁目	向町1丁目	35	14	直接指定避難所へ避難	8'	1		1'	向町1丁目～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
上富良野町	87	十勝岳	十勝岳			直接指定避難所へ避難	3h45'			30"	十勝岳～社会教育総合センター	社会教育総合センター	3,000
中富良野町	88	西中1	西中1	93	35	直接指定避難所へ避難	1h08'	3		9'	西中1～中富良野小学校	中富良野小学校	890
中富良野町	89	西中2	西中2	87	38	直接指定避難所へ避難	56'	2		7'	西中2～中富良野小学校	中富良野小学校	890
中富良野町	90	西中3	西中3	151	71	直接指定避難所へ避難	44'	4		6'	西中3～中富良野小学校	中富良野小学校	890
中富良野町	91	北星2	北星2	136	50	直接指定避難所へ避難	32'	4		4'	北星2～中富良野小学校	中富良野小学校	890
中富良野町	92	合力	合力	83	33	直接指定避難所へ避難	24'	2		3'	合力～中富良野小学校	中富良野小学校	890
中富良野町	93	7町内	7町内	205	96	直接指定避難所へ避難	6'	5		1'	7町内～中富良野小学校	中富良野小学校	890
中富良野町	94	大和	大和	108	55	直接指定避難所へ避難	45'	3		6'	大和～中富良野小学校	中富良野小学校	890
中富良野町	95	中央	中央	224	96	直接指定避難所へ避難	21'	5		3'	中央～中富良野中学校	中富良野中学校	910
中富良野町	96	寿団地	寿団地	217	103	直接指定避難所へ避難	9'	5		1'	寿団地～中富良野中学校	中富良野中学校	910
中富良野町	97	南寿団地	南寿団地	409	172	直接指定避難所へ避難	13'	10		2'	南寿団地～中富良野中学校	中富良野中学校	910
中富良野町	98	寿1	寿1	49	19	直接指定避難所へ避難	27'	2	原則、徒歩又は自家用車 移動手段がない場合は、 中富良野町、陸上自衛 隊、警察、消防等の車両	4'	寿1～農村環境改善センター	農村環境改善センター	430
中富良野町	99	寿2	寿2	56	24	直接指定避難所へ避難	59'	2		8'	寿2～農村環境改善センター	農村環境改善センター	430
中富良野町	100	共同	共同	48	16	直接指定避難所へ避難	47'	2		6'	共同～農村環境改善センター	農村環境改善センター	430
中富良野町	101	共同2	共同2	49	17	直接指定避難所へ避難	51'	2		7'	共同2～農村環境改善センター	農村環境改善センター	430
中富良野町	102	共栄	共栄	58	19	直接指定避難所へ避難	56'	2		7'	共栄～農村環境改善センター	農村環境改善センター	430
中富良野町	103	字文7	字文7	45	12	直接指定避難所へ避難	1h24'	1		11'	字文7～農村環境改善センター	農村環境改善センター	430
中富良野町	104	字文6	字文6	54	19	直接指定避難所へ避難	1h14'	2		10'	字文6～農村環境改善センター	農村環境改善センター	430
中富良野町	105	字文5	字文5	40	17	直接指定避難所へ避難	1h	1		8'	字文5～農村環境改善センター	農村環境改善センター	430

市町名	No.	避難対象地区名 (地図からの抜出)	避難対象地区名	人口	世帯	指定緊急退避場所 (一時集合場所)		避難手段等		避難先 までの 所要時間	避難ルート	避難先		
						施設名	最遠地からの 所要時間(徒歩)	必要台数等の 目安(大型バス の場合)	移手段等			施設名	収容力	
中富良野町	106	字文4	字文4	35	10	直接指定避難所へ避難	42	1		6'	字文4～旭中小学校	旭中小学校	470	
中富良野町	107	字文3	字文3	73	31	直接指定避難所へ避難	1h12'	2		10'	字文3～旭中小学校	旭中小学校	470	
中富良野町	108	字文2	字文2	39	14	直接指定避難所へ避難	1h24'	1		11'	字文2～旭中小学校	旭中小学校	470	
中富良野町	109	字文1	字文1	69	29	直接指定避難所へ避難	1h30'	2		12'	字文1～旭中小学校	旭中小学校	470	
美瑛町	110	美沢① (一部)	美沢① (一部)	61	19	至近の安全な丘陵地	47'	1	原則、徒歩又は自家用車 移動手段がない場合は、美 瑛町、陸上自衛隊、警 察、消防等の車両	6'	美沢① (一部)～美馬牛小学校	美馬牛小学校	200	
美瑛町	111	美沢② (一部)	美沢② (一部)	67	28	至近の安全な丘陵地	1h19'	1		11'	美沢② (一部)～美馬牛小学校	美馬牛小学校	200	
美瑛町	112	美沢③④ (一部)	美沢③④ (一部)	155	42	至近の安全な丘陵地	15'	3		2'	美沢③④ (一部)～農業技術研修センター	農業技術研修センター	50	
美瑛町	113	美沢⑤ (一部)	美沢⑤ (一部)	17	6	至近の安全な丘陵地	42'	0		6'	美沢⑤ (一部)～農業技術研修センター	農業技術研修センター	50	
美瑛町	114	美沢⑥ (一部)	美沢⑥ (一部)	34	9	至近の安全な丘陵地	27'	1		4'	美沢⑥ (一部)～美馬牛小学校	美馬牛小学校	200	
美瑛町	115	藤野	藤野	109	34	農業技術研修センター敷地内 至近の安全な丘陵地	30'	2		4'	藤野～農業技術研修センター	農業技術研修センター	50	
美瑛町	116	水沢	水沢	195	62	至近の安全な丘陵地	14'	4		15' ※徒歩想定	水沢～農業技術研修センター	農業技術研修センター	50	
美瑛町	117	白金	白金	247	87	白金牧場 十勝岳火山砂防情報センター敷地	1h	5		8'	白金～十勝岳火山砂防情報セン ター	十勝岳火山砂防情報セン ター	50	
美瑛町	118	西町、栄町、本町、寿 町、南町、丸山、花園 の一部	西町、栄町、本町、寿 町、南町、丸山、花園 の一部	26	17	憩ヶ森公園	27'	1		4'	西町、栄町、本町、寿町、南町、丸山、花 園の一部～町民センター	町民センター	1,800	
美瑛町	119	大町、花園の一部	大町、花園の一部	2382	1027	村山町民スキー場	18'	53		3'	大町、花園の一部～北区行政区会館	北区行政区会館	200	
美瑛町	120	旭町、東町、錦町、原 野の一部	旭町、東町、錦町、原 野の一部	505	216	本勝寺境内 至近の安全な丘陵地	18'	11		3'	旭町、東町、錦町、原野の一部～美瑛中 学校	美瑛中学校	1,500	
美瑛町	121	中町、幸町、北町、扇 町、原野の一部	中町、幸町、北町、扇 町、原野の一部	1812	740	北瑛小麦の丘体験交流施設 (旧北英小学校グラウンド)	1h06'	40		9'	中町、幸町、北町、扇町、原野の一部～ 旧北英小学校体育館	北瑛小麦の丘体験交流施設 (旧北瑛小学校)	200	
富良野市	122	字東学田二区	東学田二区	65	18	直接指定避難所へ避難	45'	1		原則、徒歩又は自家用車 移動手段がない場合は、富 良野市、陸上自衛隊、警 察、消防等の車両	45'	東学田二区～人材開発センター	人材開発センター	1214
富良野市	123	字北大沼	北大沼	182	62	直接指定避難所へ避難	45'	4			45'	北大沼～人材開発センター	人材開発センター	1214
富良野市	124	花園町	花園町	79	40	直接指定避難所へ避難	15'	2			15'	花園町～人材開発センター	人材開発センター	1214
富良野市	125	字西学田二区	西学田二区	47	17	直接指定避難所へ避難	50'	1	50'		西学田二区～人材開発センター	人材開発センター	1214	
富良野市	126	北斗町	北斗町	459	205	直接指定避難所へ避難	30'	11	30"		北斗町～人材開発センター	人材開発センター	1214	
新得町	127	トムラウシ	トムラウシ	91	48	直接指定避難所へ避難	—	2	原則、自家用車 移動手段がない場合は、新 得町、陸上自衛隊、警 察、消防等の車両	30'	トムラウシ～屈足総合会館	屈足総合会館	1000	
合計				17836	7666			402						